

第3回妹背牛町議会定例会 第1号

平成30年9月12日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 財政健全化判断比率報告
 - 4) 町長 行政報告
 - 5) 教育長 教育行政報告
- 4 同意第 5号 妹背牛町教育委員会委員の任命について
- 5 一般質問
 - 1) 工 藤 正 博 議員
 - 2) 石 井 喜久男 議員
 - 3) 渡 辺 倫 代 議員
 - 4) 鈴 木 正 彦 議員
 - 5) 佐 田 恵 治 議員
 - 6) 渡 会 寿 男 議員
 - 7) 広 田 毅 議員
- 6 認定第 1号 平成29年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 2号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 3号 平成29年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 4号 平成29年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 5号 平成29年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 6号 平成29年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 7号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 議案第35号 北空知葬斎組合規約の一部を変更する規約について

- 14 議案第36号 北空知葬斎組合の解散について
- 15 議案第37号 北空知葬斎組合の解散に伴う財産処分について
- 16 議案第38号 北空知衛生センター組合規約について
- 17 議案第39号 妹背牛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第40号 平成30年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）
- 19 議案第41号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 20 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 工藤正博君 | 2番 佐田恵治君 |
| 3番 渡辺倫代君 | 4番 石井喜久男君 |
| 5番 広田毅君 | 6番 鈴木正彦君 |
| 7番 渡会寿男君 | 8番 赤藤敏仁君 |
| 9番 向井敏則君 | 10番 宮崎博君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|--------|--------|
| 町長 | 田中一典君 |
| 副町長 | 廣瀬長留次君 |
| 教育長 | 土井康敬君 |
| 総務課長 | 篠原敬司君 |
| 総務課参事 | 菅一光君 |
| 企画振興課長 | 廣澤勉君 |
| 住民課長 | 清水野勇君 |
| 健康福祉課長 | 河野和浩君 |
| 建設課長 | 西田慎也君 |
| 教育課長 | 浦本雅之君 |
| 農政課長 | 廣田徹君 |
| 農委事務局長 | 山下英俊君 |
| 会計管理者 | 石井美雪君 |
| 代表監査委員 | 菅原竹雄君 |
| 農委会長 | 瀧本賢毅君 |

○出席事務局職員

事務局長	滝本昇司君
書記	山下仁美君

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成30年第3回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。町長。

○町長（田中一典君） 皆さん、おはようございます。本日は、第3回定例議会の開催をお願いいたしましたところ、全議員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

9月3日の大風台風をやり過ごし、そして敬老会をつつがなく終え、ほっとしていたやさきでございました。先般9月6日未明、3時8分に起こりました震度7の地震、胆振東部を震源として、全道的な停電という二次災害を招きました。妹背牛町は比較的恵まれておりまして、高低差を伴う水路により上水道は確保されておりましたし、真空ポンプを稼働させております下水道におきましても別電源をすぐ稼働させ、事なきを得ました。りぶれとかに関しましては、入院患者さんもおられ、水を妹背牛町の役場で配付するという広報もありまして、その中でとりに来られておりました。数多くの方は上水道を確保されておりますけれども、やはり何%かは地下水を使っておられますので、非常用のポリタンクを洗浄し、その寄与に付したわけでございます。駅前の公衆トイレも、近くの議員さんが手おけの水を用意してくれたり、それから各所で皆さんが見えないところでお力をかしていただいたと思っております。妹背牛町がこの形で救われましたのも皆さんのご努力の成果とも思っております。この場をもちましてお礼を言います。ありがとうございました。

それから、比較的災害から救われるのが早かった地域から現地の応援要請に向かいます。うちの職員も、人的支援が結構厳しいのですけれども、3名の精鋭をあすから約4日間、現地に派遣することになっております。彼らが当地に帰ってきて、災害の大きさ、それからそれを超えるものが私たちの町でも中心地として起こりかねないという全道的な流れの中で多くを学び、そこの手助けになってくれることを期待しているところでございます。

一応そういうところで、本議会に提出予定の議案は同意1件、認定7件、議案7件でございます。慎重審議をいただき、可決されますことをお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、鈴木正彦君、渡会寿男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月12日と13日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） 行政報告をお話いたします。それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

最初に、建設工事等の発注状況についてでございますが、お手元にお配りいたしましたものがございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

2番目の主な政務についてでございますが、留萌本線存続の可能性を探るために設置されました北空知JR留萌本線問題検討会議の第4回目が6月25日に行われ、前回検討会議以降の国、北海道、JR、沿線自治体、そして当検討会議の動静について報告がございました。また、今後につきましては、沿線の自治体会議を中心に協議を行い、その結果等を検討会議に諮り、意見交換等を行っていくことを確認いたしました。7月6日には、妹背牛消防団が今年創設100周年の節目を迎えた中で100周年記念演習並びに記念式典、祝賀会が催されました。妹背牛消防庁舎前で行われた開会式では、3代目となる新しい団旗が古川団長に手渡されました。また、記念演習では、多くの町民の方々が見守る中、模擬火災訓練が行われ、小学生や保育所園児たちもその大迫力の放水に大きな歓声を上げておりました。さらに、町民会館で行われました100周年記念式典では、これまでの消防団活動に大きく貢献されました歴代団長や団員の皆さんに表彰状、感謝状が贈呈をされま

した。8月5日には、北海道が命名から150年目の節目を迎えたことを祝う北海道150年記念式典が札幌市で開催され、宮崎議長とともに出席をいたしました。式典では、主催者を代表し、高橋はるみ知事が、先人が長い年月をかけ磨き上げてきた多様な価値と魅力に誇りを持ち、かけがえのないふるさと北海道を50年先、100年先に引き継いでいくと式辞を述べられておりました。また、同じ日にもせうし夏まつりが好天の中開催され、多くの来場者で盛り上がりを見せておりました。また、もせうし盆踊り大会は悪天候のため1日延期になりましたが、翌1日に無事終了することができました。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3番目に、今後予定されている主な行事についてでございますが、文化祭が11月1日から11月4日の4日間、町民会館において催されることになっております。また、本町の発展に貢献されました方々を表彰いたします町条例表彰を11月4日の文化祭芸能発表会の席上で挙行する予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 初めに、9月6日未明に起きた地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、6月9日から8月24日までの教育行政について報告いたします。

一般庶務関係であります。6月22日に妹背牛町青少年問題協議会を開催し、平成29年度事業報告、決算並びに平成30年度事業計画並びに予算を審議、承認をいただきました。7月12日、北海道市町村教育委員研修会に参加し、「子どもの心と体を育てる」と題し、北海道教育委員会委員を講師としての講演をいただき、また働き方改革について文科省企画官から説明を受けるなどの研修を行ってきました。7月28日には教育長杯パークゴルフ大会を開催、8月23日には第6回の教育委員会を開催し、平成31年度より使用する道徳の教科用図書並びに特別支援用図書についての決定を行っているところであります。

次に、学校教育であります。6月21日にはコミュニティ・スクール推進会議を開催し、今後の進め方について協議を行っています。7月3日、4日には北空知中学校体育大会が開催されました。女子バレーボールは決勝トーナメント、バスケットボール男女、野球は1回戦で惜敗、バドミントン女子ダブルスが空知大会に出場し、3位との好成績をおさめ、全道大会に出場いたしました。結果は1回戦惜敗だったことをご報告申し上げます。7月10日には学校における働き方改革推進会議が開催され、教員の働き方についての情報交換を行ってまいりました。7月26日には北海道第5採択地区教育委員会協議会

が開催され、小学生の教科用図書と中学生の道徳と特別支援の教科用図書の採択を行っております。

次に、社会教育関係であります。6月9日にレバンガ北海道、折茂選手によるバスケット教室を開催し、197名の参加をいただきました。7月22日には黒岳で町民登山を実施、26名の参加をいただいています。7月26日から8月5日までのいきいきラジオ体操では、延べ380人の子供から高齢者まで参加をいただいたところでもあります。また、8月7日から9日には、「ぼくたち、わたしたち体験隊」で14名の参加をいただき、道民の森で宿泊、アウトドア体験を行っています。

他の事項については後ほどお目通しをいただき、以上教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第5号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、同意第5号 妹背牛町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより同意第5号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第5 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） 初めに、台風21号が北海道に上陸かと、天気予報は

厳重注意を促していましたが、温帯低気圧となり、時速80キロを超えるスピードで通り過ぎ、最小限の被害で終わったのもつかの間でした。6日午前3時8分ごろ、道央を中心に北海道の広い範囲で強い地震があり、胆振管内厚真町で道内初の震度7を記録し、平成30年北海道胆振東部地震に見舞われました。41名の亡くなられた人々には心からご冥福をお祈り申し上げると同時に、震災に見舞われた方への心からのお見舞いを申し上げ、質問に入りたいと思います。

質問の第1は、戸籍事務にマイナンバー制度を導入することへの問題点について質問いたします。戸籍事務を個人番号の利用範囲とすることを言い出したのは政府でした。国民ではありません。2017年6月9日の閣議決定で、戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進めるといたしました。政府は、住民票にコード番号をつけることができたのだから、戸籍にも同じようなことができていいはずだ。こういうことぐらいにしか考えていなかったのではないのでしょうか。しかし、住民票と戸籍は全く別物であります。住民票は個人単位で作成されているので、個人単位の番号をつけやすいわけです。戸籍は、家族、つまり夫婦や親子、兄、兄弟などを1単位としたもので、一人の人のほかのとのつながり、続柄を証明することが目的であります。そこには特定の個人だけの情報が書いているわけではありません。ほかの人との関係が詳しく書いてあり、それにこそ意味があるわけです。私は、政府の開催した公開討論会で若い市長さんが番号より顔認証のほうがいいと発言したことを思い出しました。

そこで、質問いたします。住民票と戸籍はどこがどのように違うのでしょうか。

第2に、マイナンバー制度を使って戸籍を見やすくするという考えには問題がないのでしょうか。

第3に、2015年10月以前に亡くなられた人には個人番号がついておりません。手繰り寄せられる相続人の範囲に限度が生じないのでしょうか。

次に、学校給食無料化への取り組みについて質問をいたします。妹背牛町の給食費は、半額助成となっています。これを全額助成へと発展させることができないのでしょうか。それができないのか、それとも何か障害があって取り組むことができないのか、半額助成にしているのだから、これでいいというふうに思っているのでしょうか。それとも、広域で取り組んでいるので、妹背牛町だけが全額助成とするのに何か問題があるのでしょうか。加入している町では北竜町が全額助成しているようであります。そんな中でもまだ肩身が狭いと思っているのか。それとも、そんなことはない。しかし、恨まれるかもしれない。では、どうして全額助成が進まないのでしょうか。私は不思議でならないのです。子供の健全な発展を支える上で、栄養バランスのいい給食は重要な役割を果たしています。無料化によって教育費の心配がなく、平等に全ての子供たちに給食が提供できるようにすることは非常に望ましいことであり、親も先生方も町長も、子供たちから喜ばれても怒られることは決してありません。

憲法の6条において、義務教育はこれを無償とするとされております。しかし、現実に

は無償なのは授業料と教科書に限られており、2016年度文部科学省の子供の学習費調査によれば、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などは公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円と言われております。また、学校給食費は小学校で月平均4,323円、中学校では4,926円であります。最近東京の公立小学校でイタリアの高級ブランド、アルマーニの制服が導入され、一式8万円になるということで話題になりましたが、さすがにここまで高い制服はまれであっても、随分と高い制服や体操着を購入しなければならない実態が広くあるものです。

こういう状況がある中で、低所得者層には生活保護や就学援助の制度があるので、給食費の負担はないと、それでいいのではないかという意見もあります。現在の日本では、生活保護の捕捉率は2割程度とされています。8割が困難でありながら生活保護を受けていないというのが現状であります。給食費の無料化は、子供への現物給付として大きな意義があります。全ての子供が学校で無料で給食を食べられるということは、どんな家庭、どんな親の子供であってもひとしく利益を得ることができる点ですぐれた制度だと言わなければなりません。

そこで、質問します。第1に、どこにいても食事はするのだから、自己負担があってもそれは当然なのでしょうか。

第2に、数年前から保護者が給食費を払わない、こういう未納問題が取り沙汰されていますが、どのように思っているのでしょうか。

以上2点について質問いたします。

次に、農業、農村再生問題について質問いたします。日本の農業は、地域によって極めて多様であり、直面している課題や担い手の現状もさまざまであります。自治体や農協など主体的な力もさまざまで、地域農業再生への取り組み、課題が異なるのは当然のことです。とはいっても、地域の取り組みで地域の資源や伝統、技術などへの自覚、農業で生きることへの誇り、農地を自分たちで守り抜こうとする姿勢では全道、全国で共通していることだと思えます。

ここで、少し全国、全道で共通した地域の取り組みを考えてみたいと思います。1つは、後継者への支援を含めて農業の新たな担い手の努力が地域を挙げた取り組みとして重視されていることではないでしょうか。地域おこし協力隊、農の雇用事業、次世代人材投資事業、青年就農給付金など国の制度を活用すること、農地や住宅、資金のあっせんなど地域による総合的なサポート体制がとられています。離農が進み、大規模経営や集落営農に農地の耕作が集まっている地域でも、可能な限り地域の住民、農地取得も参加して地域の農業を守っていることでもあります。1つは、加工、販売や消費者との交流、地域資源活用などで循環型地域経済の発展に努力していることも1つであります。安全、安心、環境に優しい農産物の生産、供給に力を入れ、有機農業や低農薬の農業が取り組まれております。1つに、農山村において自治体行政の果たす役割も含めて大変大きなものがあります。農業団体や農業者などの主体の努力と相まって、自治体の内側から発信する農業、地域振興、

住民福祉向上を含む定住支援策を計画的に前進させていくことが地域社会の維持、農業と農村の再生にとって大きな力となっているのも事実であります。

そこで、伺います。今この妹背牛町にとって基幹産業を守り、発展させていく上で根幹となっていくものは何だとお考えでしょうか。また、それらの実現に向けて今何が必要となってくるのか、どのようにお考えでしょうか。

最後に、家庭教育支援法案に関連し、質問いたします。まずは、家庭教育をどう考えるのかという問題であります。2つの重視しなければならないことがあると私は考えています。その一つは、個人の尊厳、両性の平等、子供の権利などの民主主義的な価値を期待しながらも、家庭教育の多様性と民主性を尊重することだと私は思っています。多様性というのは、子育てには正解や正しい形はなく、いろいろな家庭、いろいろな子育てがあってしかるべきであるということだと思います。自主性というのは、どんな家庭をつくるのか、どんな子育てをするかは各家庭で考えていくということで、公権力がそのあり方を指図してはならないということでもあります。唯一の例外は、DVや児童虐待などの犯罪の場合であると私は考えています。

2つ目には、政治が家庭教育を支えるための条件整備にあるという点ではないのでしょうか。家庭で子供を育てるには、衣食住が不可欠ですし、子育てと仕事の両立も必要でしょう。まともな労働条件の確立、保育園などの設置、教育費や医療費の軽減や無償化、ひとり親家庭への支援など、政治が大きな役割を果たさなければなりません。しかし、日本の家庭向け予算の水準は非常に低く、家庭関係社会保障支出の国際比較の棒グラフという表があります。それを見るとフランスの3分の1です。このように非常に低く、子育て環境が劣悪で、子供の貧困も深刻です。その転換こそが地方政治でも国でも焦眉の課題となっています。急がなければなりません。

家庭教育支援法案の第5条には、学校や保育所などの設置者に国または自治体が決めた施策を推進する努力義務を課すものとなっています。例えば自治体が〇〇講座など開催すると決めたら、親たちは公立、私立を問わず学校や保育所から〇〇講座に出席するよう求められることとなります。この法律案を少し見るだけで、この法案の主人公は政治家や官僚であり、彼らが国民にやらせたい家庭教育を定めて、あの手この手で親たちにやらせようというものであるということが私は本当に透けて見えます。

教育委員会としてこの法律案をどのように受けとめていますか。まだ案の段階でしょう、こういうふうには流されることではないと考えます。率直にお答えをいただきたいと思いません。

以上を質問し、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 戸籍事務について私のほうからご答弁申し上げます。

現在法務省の諮問機関である法制審議会でもマイナンバーの戸籍事務への導入について戸籍法部会や戸籍制度に関する研究会の調査研究を取りまとめている状況であり、マイナン

バーを活用して行政サービスにおける国民の利便性の向上を図ることを目的として検討されております。マイナンバー法は、議員おっしゃるとおり27年10月に施行されまして、28年1月から具体的な運用を開始されております。マイナンバー制度の導入の検討段階において戸籍事務もその利用範囲とする検討対象となっておりましたけれども、全国市町村の戸籍事務の電算化が完了していないなどの理由から、マイナンバー法の成立の際にはその利用範囲に戸籍事務を含むことは見送られたという経緯がございます。その後全国知事会からマイナンバー法の施行後3年をめどとして検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については戸籍事務も検討を進めるべきであると、その旨の要請がされており、戸籍事務など公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進めるという形で法務省が法整備システム等の検討をしているというところでございます。

議員ご質問の内容につきましては、法制審議会の戸籍法部会の中間試案として出されたものについての内容と思われまますので、そこを踏まえてご答弁させていただきたいと思っております。1つ目の住民票と戸籍はどのように違うのかというところですが、議員が質問のときにご説明されたとおり、マイナンバーを導入する上で住民票は個人単位でつくられているというものでございまして、個人の単位の番号をつけやすいというものに対して、戸籍は家族を1単位として作成されるものであり、説明があったとおり一人の人のほかの人とのつながり、いわゆる続柄を証明することが目的で作成されておりますので、全く別のものと考えます。マイナンバーとの関係で戸籍の具体的な運用や主要業務がどのような形になるのか、戸籍法の改正内容も含めて注意していかなければならないと考えてございます。

2つ目のマイナンバー制度を使って戸籍を見やすくするという考えに問題はないかというところですが、戸籍には親族や夫婦関係、本籍地などの個人情報が多く含まれることから、現在でも戸籍を取り扱う職員は特に個人情報の保護や守秘義務等の理解、あと法令遵守の徹底が必要でございまして。現在も十分に注意を払って取り扱っておりますけれども、国からどのような運用で戸籍を取り扱うのかが具体的に示されておりませんので、わかりませんが、今までどおり自治体職員が確認のため等に使用することが想定されるため、今まで以上に取り扱う職員は充分注意しなければならないと考えてございます。

あと、3つ目の2015年10月以前に亡くなった人には個人番号は使っていない。手繰り寄せられる相続人の範囲に限度は生じないかということですが、戸籍情報とマイナンバーとのひもづけ範囲として現在検討されているものについては、議員ご指摘のとおり、平成27年、2015年10月以前に死亡した人はそもそもマイナンバーが付番されておりません。また、戸籍情報についても電算化する時点で改製原戸籍であったもの及び除籍されたものについてはシステム上画像データで保存されており、画像データという性質上、複数の戸籍情報について個人を名寄せし、マイナンバーとひもづけることは技術的にも困難であり、相続手続での利用はできないと考えます。戸籍法部会でも、マイナンバーと戸籍情報のひもづけは電算化後の戸籍情報での活用を考えているようです。電算化

後の戸籍情報のみマイナンバーをひもづけることとしても、戸籍謄本の利用目的上の上位に挙げられるもののうち、過去の戸籍が必要な相続手続を除いた年金、社会保障関係、例えば児童扶養手当の請求、老齢年金の請求、年金分割請求、それとパスポートなどについては相当程度対応できるものと考えられるとの答申も出ています。

いずれにいたしましても、今後戸籍事務がマイナンバー制度の利用範囲に加わるのかどうか、町とのかかわり、法律の改正に伴う条例の整備等、十分に注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 学校給食の無料化についてご答弁申し上げます。

自己負担があっても当然かのご質問ですが、学校給食費の取り扱いにつきましては、視点をどこに置くかによりさまざまな意見があろうかと考えてございます。議員ご指摘ございましたとおり、憲法においては義務教育は無料とされております。また、学習指導要領におきましても学校給食を活用した食育の推進、あるいは適切な栄養の取得による健康の保持増進について規定しており、食事への正しい理解、望ましい食生活を導くための食育目標というものが定められてございますけれども、給食費につきましては学校給食法第11条第1項におきまして、給食を提供するための運営管理費、すなわち施設維持管理費、調理員報酬、燃料費、光熱水費等、そういったものについては設置者負担とし、同条第2項において、それ以外は保護者負担とされております。それ以外とは食材費を指しており、保護者は基本的には調理、加工前の材料費のみをご負担いただいているということになります。法の観点からは、給食費の保護者負担は妥当であろうと考えてございます。

給食費未納問題をどう思うかのご質問ですけれども、給食費未納に至った原因が社会的要因による不可抗力によるものなのか、それとも単に個人都合による理由なのかで考え方は異なってくると考えております。例えば要保護、準要保護世帯、こういった世帯につきましては就学援助により給食費は自治体から助成されますので、基本的には未納とはなりません。また、準要保護の対象外となった方につきましても、現に生活が困窮していると認められる場合につきましては準要保護世帯として認めることとなりますので、そういった場合についても申請さえあれば援助は受けられるものと考えておりまして、一番大きく問題になるのは払えるのに滞納するという行為が問題であると考えてございます。

北空知圏学校給食組合におきましても、構成する1市4町のうち一部の市町におきまして、保護者からは未納のまま、そのまま自治体が肩がわりして給食センターに給食費を納入しているという実態もあります。ちなみに、本町ではこの給食費の未納はございません。しかし、広域圏内で同じ給食をとりながら未納があるということは、きちんと納めている保護者から見れば到底納得できるものではありません。給食運営委員会におきましても滞納対策が議論されているところでありますが、この会議の中で給食費無償化の要望というのは出ていないのが現状でございます。

給食費の無償化に関しまして、先ほども言いましたけれども、子育て支援の視点と学校教育での視点では給食費の取り扱いというのは大きく異なるものと考えてございまして、給食費助成につきましては現行制度では自治体の独自政策となることから、今後開催する町長と教育委員の教育総合会議の中のテーマの一つとして取り上げ、協議していきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 3番目の農業、農村の再生についてお答えをいたします。

農業後継者、担い手の育成、確保は今後とも重要な課題であるというふうに認識をしております。また、本町の農業を持続、発展させていくためには、多様な経営体を配し、これらの後継者、担い手、新規就農者を育成、確保することが必要であるというふうに考えております。本町にとって家族経営は基本となりますが、複数戸の法人経営体を推進していくことも必要でありますし、その法人が新規就農者を確保することも大切であるというふうに思っております。また、後継者のいない農家や個人法人におきましては、国の経営継承事業、いわゆる居抜きの方法により新規就農者を募集することも考えられます。この場合、稲作経営につきましては初期投資が莫大にかかりますので、なかなか難しい面はあるかと思えます。これらに関し、水田地帯におきましては他地域の事例を見てもなかなか進んでいない状況にありまして、今の条件で本当に有効なのかというところはあるかと思えます。抽象的ではございますが、後継者、新規就農者を引き寄せるだけの魅力ある農業を展開することが必要でありまして、また各種制度面での見直しの要請を含めて今後検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 4番目の家庭教育支援法案についてご答弁申し上げます。

この家庭教育支援法をどう受けとめるかのご質問でございますけれども、実際に同法案に関しまして国や道教委からの情報提供というものは市町村には一切ございません。また、先ほど議員条文を申し上げてございましたけれども、公式な条文案も文科省のホームページ等からも見るができない状況になってございます。ネット上での情報しか入っていない中で、本町の実態を鑑みた答弁であるということをまずご理解いただきと思いません。

過去教育に係る制度改正にはその都度激論が交わされてございます。今回の家庭教育支援法案に関しましても、議員ご指摘のあったとおり、家庭教育は家庭の自主性の問題であり、国家が家庭教育に介入すべきではない。反対意見が多数出てございます。この意見は当然かなとも思いますが、一方では自覚のない親、愛情不足の親、家庭崩壊などで伝統的な子育てが失われているとし、ぜひ推奨すべきというご意見も出てございます。こういった反対意見や賛成意見に対しまして、教育委員会としての正式見解というのは申し上げることはできませんけれども、実際に教育にかかわる担当課といたしましては、小学

校の児童数が122名、中学校の生徒数52人、さまざまなご家庭があり、さまざまな保護者があるということを痛感して感じてございます。

学校は、学校での教育のみならず、家庭に対しまして適切な家庭教育のあり方を粘り強く指導しています。教育委員会でも望ましい生活習慣を身につけるべく、朝活をはじめとする各種社会教育事業等を実施しているところです。確かに家庭教育というのはその家庭の自主性が尊重されるべきではありますけれども、子供の学習や生活に無関心な保護者、例えば子供のしつけは学校がすればいいでしょうと教師に面と向かって発言する保護者も実際にいます。非常に残念なことですが、本町でもそういった保護者は少数ながら存在していることも事実です。また、朝食をとらないで登校してくる子供、自宅で長時間ゲームやスマホ、インターネットに没頭する子供、深夜までずっと寝ないで起きている子供、こういった状況を家庭の自主性として放置していいのかどうか、これは非常に疑問だと思いますし、子供にとっては決して望ましい姿ではないと考えてございます。

本来保護者がしっかり対応すべき問題でありますけれども、やはり未成熟な保護者というのはおります。こういった家庭に対しましては、町、教育委員会、学校などにつきましては積極的に関与し、支援していくべきであると考えており、今回の家庭教育支援法案、そんなに大きく問題になる法案ではないというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） まず、住民票と戸籍の問題でありますけれども、この2つは全く別物であるというのは答弁されたとおりであると思います。今進められている中身は、マイナンバーで見やすくなるのだと、こういうふうに言っていますが、本人の範囲の個人情報を超えて他人の個人情報、これも見やすくするというものですから、個人単位で考えるべきプライバシー保護の観点から私は絶対問題があるというふうに思っているのですが、その辺のお考えはどうでしょう。ただ単に推移を見ているだけでは事が済まないというふうに思います。

もう一つは、2015年以前に亡くなった人の問題について、相続人全員に個人番号がついている時代にならないと、そうでないとこのありがたみは出てこないというふうにも言われています。何十年もしたら相続制度が変わっているでしょうし、ひょっとしたらマイナンバー制度が廃止になっているかもしれません。私なりの意見を述べましたけれども、本当にそのとおりなのか、いやいや違うぞということがあれば、お答えをいただきたいと思います。

次に、給食費の無料化について。文科省の食に関する指導の手引というものがありますが、ここには学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が生きる教材としてさらに活用されるよう取り組むというふうに手引には書かれております。ですから、義務教育無償の原則に従って無料化を私たちが求めるのは

当然ではないでしょうか。いや、それは違うということであれば、ご答弁をいただきたいと思います。

学校給食費の問題については、それぞれの立場でいろんな見方が出てくるだろうし、父兄によってもさまざまなご意見があるかと思いますが、しかし、今給食未納の全国調査について学校がどう認識しているかという調査がありましたよね。これは、私は非常に不十分な調査だと思っています。それはなぜか、保護者としての責任感や規範意識の欠如、もう一つは保護者の経済的な問題、ここから選べというだけです。この2つから選べというのです。どのような本質がわかるのでしょうか、こんな調査で。あくまで学校側が見た保護者像、これを求めているだけです。こういう調査は私は問題ありというふうに思っていますが、教育長はどのようなお考えでおられるのでしょうか。

学校の認識はこんなものではなくて、もっともっとたくさんの情報もあり、多岐にわたっているいろんな認識があると思うのです。ですから、この際ですから、子育てでやるかとか云々かんぬん言わないで、協議を進めていくということですから、できない方向に進めていこうなという相談ではないというふうに思っておりますので、その辺の考え方はどうでしょう、前向きに何としても取り組んでいきたいなという気持ちが少しでもあるのなら、お答えをいただきたいと思います。

次に、農業問題ですが、米の輸入自由化決めたときには、売る自由、買う自由だというふうに盛んに宣伝していました。しかし、いざ施行されて、その後そのようになっていますか。依然としてそうはなっていない。そこで、1つだけ私は町長にお伺いしたいと思うのですが、今の日本の農政で農家、農民が頑張れば今の家族経営が本当に守られるのだという道があるとお思いでしょうか。あれば、ぜひご紹介いただきたいと思います。農家戸数、いろんな数字がありますけれども、アバウトに言って約200戸、大した差はないと思いますが、こういう方々が百姓なんかやっていたらと投げ出すような根性にならないうちに私はしっかりと道しるべを示すべきだというふうに思いますが、町長は現在どのようにお考えでしょうか。

次に、家庭教育支援法案について伺います。今幾つかの全国の議会からは、家庭教育支援法の制定を求める意見書、この意見書の要旨を見ますと、核家族化の進行は家庭教育力の低下ということが強く指摘されるようになっております。一口で言えば、昔は3世代同居でよかったが、核家族化が進んで、家庭教育極力が著しく低下したのだというふうに言っていますが、今の日本の現状から見て本当にそうなのでしょうか。私はちょっと違うというふうに思っていますが、教育長のお考えがあれば、ぜひお伺いしたいと思います。

今課長の答弁ですが、自治体には家庭教育支援法案の中身すら、柱すらも伝わっていないと。どんなことが協議されているのかも伝わらない。教育そのものは民主的でなければならないという町長がこんな態度でいいのでしょうか。私は、本当に驚きを持っています。おまえらに言ったってわからないではないかというような、そういう傲慢な姿勢が見えます。

それはさておいて、過保護や過干渉、放任主義など、家庭の教育力が低下したのだという見方もありますが、そのようにお思いでしょうか。

この2つについてお答えをいただきたいというふうに思います。

今のご答弁の中で、私は共通する点が1つあるのです。学校は学習、勉強するところであって、しつけは家庭ですることなのだとすることを私はもっと今の若いお父さん、お母さん方にも自覚を持っていただきたい。しつけも余りしないで、学校にだけしつけも責任があるのだという考え方は、やっぱり今考え直す時期だというふうに私の意見を述べて、再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 戸籍事務についての再質問にご答弁申し上げます。

マイナンバー制度を使って戸籍を見やすくするという考えに問題はないかというところでございますけれども、現在戸籍の届け出につきましては本籍地以外でもすることができまして、婚姻届等につきましては戸籍の添付が求められているところがございます。また、年金の手続、児童扶養手当、パスポートの申請のときにも戸籍の添付が求められております。コンビニ交付をしている市町村幾つかあるのですけれども、その市町村を除きましては戸籍謄本、戸籍抄本は本籍地の市町村役場に申請を請求するということになってございます。上記の手続をする際におきましては、本籍地からの戸籍の交付を受ける必要が出てまいります。また、その戸籍の届け出を本籍地以外にした場合、戸籍事務の担当者は必ず電話で本籍地へ戸籍の照会を行いまして、内容を確認したりですとか、必要に応じて公用請求で該当者の戸籍を取得し、戸籍事務の処理を行っているというところがございます。

この戸籍を見やすくするというのは、誰もが見やすくするというのではなくて、戸籍の添付が省略できますよと、利便性が向上しますよという考えだと考えてございます。戸籍事務を担当する職員が電話等で戸籍を照会することなく、マイナンバーを用いて対象の戸籍を確認できる効率化ではないかというように私のほうは解してございます。

3つ目の2015年の10月以前に亡くなった人の問題なのですがけれども、国は戸籍事務へマイナンバーを導入する連携先として、現在年金事務、それと児童扶養手当事務、それと旅券事務、パスポートですね、これを候補として調整を行っているというところがございます。相続につきましては、代襲相続等複雑なものがありまして、相続人の確定、確認には従来どおり紙ベースの戸籍で確認を行うことが確実と思われております。

戸籍事務にマイナンバー制度を導入することにつきましては、戸籍の電算化を前提としているため、戸籍法の改正が必要となりますし、国は今のところ2019年の通常国会で改正法案の提出を目指しているというところがございます。現在戸籍事務におきましては、戸籍の付票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しておりまして、戸籍の付票と住民基本台帳は、双方での記載事項の変更があった場合は通知を行うことによって双方の記載の正確性を確保してございます。戸籍事務へマイナンバー制度を導入する場合には、戸籍の付票を利用してマイナンバーをひもづけするものとしております。

マイナンバー制度は、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための基盤です。戸籍事務へマイナンバー制度を導入することによりまして、年金手続、児童扶養手当申請、パスポートの申請時に戸籍の証明書の添付が省略できることとなり、住民の利便性が向上するとともに、戸籍事務においても効率化につながるものと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から学校給食の無料化についてご答弁を申し上げます。

初めに、課長答弁したとおり、教育委員会としては現在のところ考えていないという前提の中でのご答弁とさせていただきます。学校給食については、戦後貧困と議員ご指摘のとおり栄養低下が見られる子供たちを解消するためにスタートしたと認識しているところであります。現在はその目的はもう既に果たされたというふうに考えますが、議員のご質問の中にありましたように、現在の多様化する社会環境の中において子供たちの食育の重要性を今教育委員会としては認識をしているところであります。

また、未納問題についてであります。世間一般的に十分な所得がありながら、今ご質問いただいた義務教育だから無償に、支払わないという保護者の方々がいらっしゃる。これは、ルール上、現行のルールですので、現行のルールの中で支払うことを了承して給食を受けている。ある意味、極論ですけれども、商取引みたいな形にはなっています。ただ、そのルールを、現行のルールがそういうシステムになっていながら払わないという、工藤議員もそれはおかしいのではないかというお考えを持って当たり前なのでないでしょうか。それで、政策的に無償化をすとかということであれば、また新たなルールが立ち上がってくるわけですから、それは非常に子供たちの教育上も悪いというふうに考えています。無償化については、食育の重要性を認識していますので、今後課長答弁したように、教育総合会議の中の議題として協議をすることは可能だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 工藤議員3番目、農業、農村の再生について答弁をさせていただきます。

工藤議員からのご質問いただきましたけれども、3,300町歩を持っております我が町、今進めておりますさまざまな施策の中で人口減少、担い手不足の問題の中から将来見えてきます姿は、恐らく平均しますと1家族あるいは1法人が33町歩を持った100戸の農家の姿がこの10年後あらわれてくるのではないかと想像をしているところでございます。これが全てそれで成功するということではなく、今現在農業に携わっております各農家の現状を見てみますと、それが大体満度の規模かなと。それを超えてきますとまた事情は変わってくると思っておりますので、そういう認識を述べました後にご答弁をさせてい

たきます。

私の推測でもございますけれども、国の方針というのは将来的には大規模営農をする株式会社化という方向にかじを切っていきたいのではないかと推測されます。私といたしましては、GHQが農場制度を改革しまして、小作農に農地を与えていった民主化の流れの中で現在まできておりますけれども、私たちが昔家族農業で始まった妹背牛町、あるいは地主がいるような古い形に戻ることはあり得ないと思います。しかしながら、現状作付、それから収穫までのいろんな流れの中から、それを楽に機械化していこう、あるいは電子化していこうという流れの中では、株式会社がそこに目をつけるのもまた無理からぬ流れかと思っております。ただ、妹背牛町が今までやってきました家族営農を中心といたします農村文化、私は大切なものだと思っておりますし、これを維持していく方向の中で国の支援はいかなものかと、やっぱり考えていく必要があると思っております。

先ほど申しましたように、33町歩を1家族ができるのか、機械化によらなければ無理だと思っておりますけれども、問題はこれから国に申し上げていかなければいけないことの一つは、農業、農村というものを国がどう考えているのか、これは単なる都市への食料供給基地としてだけではなく、日本という国の国体自体を揺るがす問題だと私は認識しておりますし、これを単なる農業政策としてだけではなく、国の根本の政策として取り上げてほしいと思っております。そのためには、農業を国としてどう支援するのか、大きなテーマにこれから取り組んでいってもらいたいし、それに対して皆さんが議会から提出していただきました種子法廃止に伴う条例制定案を含めまして、私たちが今食べておりますおいしいお米を農業試験場が国の予算によって守ってまいりました。これらを進めていただき、日本の国の形を、農業という形を私は守っていく姿を支援したいと思っております。

その中で現在私たちの町がやっておりますことは、大規模区画化の国営換地事業、これが始まっており、来年、あと1年半で全ての第3工区までが全部終了いたします。これに伴いまして、前町長から引き継ぎましたRTK—GPS農業、これによりまして省力化が非常に進んでいくと思っております。これに対しましては、私たちの自治体において単独支援事業をこれからも続けていきたいと思っております。

もう一つは、昨年表彰されました直播を経営の中に取り入れている直播農法です。これが33町歩を一つの家、あるいは一つの法人で賄っていくときの大きな武器となるはずだと思ひ、これにも支援を続けていこうと思っております。この中で、それこそ正解は1つではございませんけれども、農村文化というものをしっかり守っていくときに、消費者である私たちもそれに力を加えまして、ただ農業という特殊な企業、それから輸入によって賄える部門と考えるのではないまちづくりにこれを生かしていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 家庭教育支援法案の再質問にご答弁申し上げます。

今回の法案に関しまして基本となりますのは、国に先行しまして大阪市のほうで既に家

庭教育支援条例というものが制定され、国はそれに準じた形となって動いたというふうに認識してございます。この中では、核家族化が家庭教育力を減らすと、その結果発達障害の子供がふえるといった極論の内容が読み取れる状況になってございます。今回国の家庭教育支援法案につきましては、さすがに家庭教育力不足により発達障害がふやされるといった文言はなくなっておりますけれども、先ほど議員質問にありました家庭教育力低下しているのか、それぞれの家庭によってさまざまございまして、低下しているとも、変わっていないとも言えないと思います。

この条文案、全15条から成りますけれども、第2条に基本理念というものが定義されてございまして、1つには、家庭教育は保護者が子に生活のため必要な習慣を身につけ、自立心を育成し、心の調和のとれた発達を図るよう努める。第2に、子に社会とのかかわりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培うよう環境整備をする。3項に、保護者が子育ての理解を深め、子育てへの喜びを実感できるように配慮する。第4項に、家庭教育支援は国、自治体、地域住民が連携のもとに取り組むとされておりまして、条文からはごく常識的なものであるというふうに認識してございます。

各地で頻発している子供への虐待事件など、こういったものは本当に家庭教育力の低下、親の愛情不足、無理解、また地域の無関心が引き起こした結果にあると考えてございます。こういった意味からも、自治体は積極的に家庭教育の中に入り込んでいくべきと考えてございますけれども、この法案によりまして各自治体におきましてはそれぞれ基本方針を定めるとしてございます。この家庭教育支援に関し取り組むべき方針は、自治体の裁量に委ねられることとなります。また、この全15条の内容として、家庭教育支援に係る国の責務、自治体の責務、学校の責務、地域住民の責務、こういったものを規定しまして、それぞれが連携を強化し、さらに自治体は財政措置をし、人材確保に努めるように規定しているところございまして、ある意味それぞれ各自治体で現在取り組んでいる家庭教育支援対策と大きな差はないのではないかと考えてございます。

今後法案の文言の訂正もあるという情報もありますので、今後の推移を見ていきますけれども、実際に町では既に個別に問題のある家庭に対しましては保育所、小中学校、健康福祉課、他の関係機関と連携したケース会議、こういったものに取り組んでございまして、その取り組み内容はまさにこの家庭教育支援法案に規定される内容に近いものがあります。こういったケース会議が現に有効に機能しているということをご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） まず、戸籍の関係ですけれども、今の現状の点でいえば、特定の個人番号とひもづけられる個人情報確実に特定の人の個人情報であるということが制度的に今保障されているのです、ちゃんと。今の制度の中でひもづけられる個人情報の範囲を広げれば広げるほど、多様な個人の情報、名寄せによって多様な利用が可能になること

は確かです。しかし、このような危険をできるだけ小さくするには、個人番号とひもづけられる個人情報の範囲をできるだけ限定するというしかないというふうに私は思っているのですが、どのようにお考えでしょうか。

それで、そもそも今の町民の現状を考えてみても、町民の生活の中で個人情報を必要とする範囲はそんなにたくさんないのです。答弁の中でも2つか3つでしょう。一生の間に何回か使うことしかないのです。そんなところに莫大な費用をかけて個人番号と戸籍情報をひもつけてもらう必要があるでしょうか。私はないと思うのです。お金を使うところを国は今間違おうとしているわけで、そこはやっぱり自治体としてもきちっと物を言っていくということが必要でないでしょうか。こういう制度を導入したら何千億円ですよ、2,000億円、3,000億円なんかすぐ吹っ飛んでしまう。こんなところにお金をかけることが必要でしょうか。私は、率直にご答弁をいただきたいと思います。

次に、給食費の無料化についてです。全国調査見ても、学校が責任感や規範意識が薄いというふうに言われる保護者という方は、むしろ児童虐待の一種であるネグレクト、教育放棄状態になってきているのでないでしょうか。親が子供に関心を払えない実態があるというふうには見るべきだと思うのです、今。そうしないと、この問題の解決も出てこないというふうに思っています。親の障害やメンタルヘルスの問題見ても、アルコール依存症やDV、借金や多重債務など、経済的な困難を抱えている場合が非常に多いわけです。ここは学校側から見ても非常にわかりづらい面も隠されている部分があると思うのですが、ここにもしっかりと目を向けていく必要があると思うのです。こういう親の特徴を見ますと親身になって相談してくれる親族や友人もいない。社会的孤立状態に陥っているかもしれません。いずれにしても、これらは学校から非常に見えづらい状況であるわけです。ここではこれから、私は率直に言って、給食費の無料化は現状は考えていないと、そういう冷たいことではなくて、もっと温かい、子供の健やかな成長のためにも学校給食費の無料化を進めていくべきだと思っております。心から私は町長に求めたいと思います。

そして、医療費については、子供の命にかかわることが多く、町民の方々からは非常に歓迎されていると思うのです。よくぞやってくれたというふうに、部分的であっても、私はその思いは町民は強いと思うのです。給食も、栄養のバランスのよい食事をとることは命だとか健康にも直接結びついて、育ち盛りの子供たちにとっても重要なものです。そういう点では、今果たしているきたそランチ、これは非常に重要な役割を果たしていると思いますし、変わらず力を発揮していただきたいというふうに思っています。そういう点では、ぜひ無料化の実現に向けて取り組むのだという姿勢を少しでも早い時期に示していただきたい。その考えもないというのでは、私は終わってしまっているなという、表現お粗末ですけども、そういうふうに思っています。お考えを伺いたいと思います。

それから、全国調査の中で核家族になったから教育力低下になったということも言われています。しかし、厚生労働省の人口問題研究所のデータ、私は教えていただきました、見方も。教えていただく範囲で質問いたしますが、核家族の比率はどうなったか。大正9

年には55.3%、昭和35年には60.2%、平成27年には56.8%と6割前後なのです。極端に核家族が広がっている状態のデータはないのです。18歳未満の子供のいる世帯、これはどうなっているか。戦前のデータはありません。昭和45年代から7割の高い率で推移して、平成22年には8割になっている。

しかも、最近はどういうふうになっているかという、祖父母が長寿、健康で、孫育てに参加する条件が以前より高まっています。周り、近所を見てください。同居はしないけれども、近所に住んでいて子育てを支えてもらう家族の割合がふえているのです。核家族にはなっていないのです。確かに一戸建てから見ると、それはばらばらとなっているからそういうふうに言えるかもしれませんが、つながり的にはそうはなっていない。子育てのつながりはそうはなっていないのです。核家族化で学力低下に本当になっていると言えるのでしょうか。

しかし、困難を抱えている家庭がふえているのも事実です。児童虐待、貧困と差別の広がりには私は関係あると思いますが、そして子供を守り、親を教育、支援すべき児童相談所のスタッフは現状どうなっているのでしょうか。足りなくて困っているというのが現状でないですか。私は、ここにちゃんと手を、足を伸ばしていくべきだというふうに思います。子育ての孤立化、これは根本には親たちの働き方が劣悪化しているということが根本にあると思うのです。最近はやった言葉にワンオペ育児、聞いたことがあるかと思いますが、これはパートナーの単身赴任や長時間労働、病気など何らかの事情で一人で育児を行う状態を指してワンオペ育児と言うそうです。そういう点では、フルタイムで働きながらワンオペ育児は非常に大変なことです。この十数年、子育ての孤立化というのはまさに底が抜けてしまったというふうに言われているのも現状です。ですから、今本当に必要なのは困難を抱えた家庭への温かい支援を具体的に検討して予算をつけていくことではないでしょうか。町だけでは無理です。国からこういう支援をさせていくことを求めるべきではないでしょうか。そういう点では、ありもしない核家族の家庭の教育力が低下したと、こういう議論にすりかえてしまっているのですよ、この案は。そうは思いませんか。それでも家庭教育支援法案はよい提案だと、そのように見えているのでしょうか。ぜひお答えをいただきたいと思います。

以上を質問し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 戸籍事務の関係につきまして再々質問にご答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、マイナンバー法によりまして今マイナンバーでひもづけされて活用されるという業務につきましては、税と社会保障、それと防災、この3つに限られてございます。それに今戸籍事務も加えてはどうかという検討段階でございまして、そのことにつきましてはまだ決定という形ではないものではございますけれども、今のところ3つ、先ほど話した年金、パスポート、児童扶養手当等の事務ですとか、旅券発行事務、年金事

務の3つに戸籍の添付が必要なので、それをマイナンバーとひもづけて見れるようにするという形で今話が進んでいるところでございます。

いずれにいたしましても戸籍事務がマイナンバー制度の利用範囲に加わるのかどうか、そういうのも見きわめが必要ですし、町のかかわり、システムの構築につきましては今現在法務省が所管する副本データの管理システムの仕組みを利用してマイナンバー制度を利用するとして、システムを構築する方向で検討されているという形になってございます。その関係で、町のかかわりですとか、法律の改正等に伴う条例整備の必要性を充分注視してまいりたいと考えてございます。

あと、予算の関係でございませけれども、それにつきましては国の予算にかかわるものと考えますので、自治体の立場で答弁するものではないのかなということで、差し控えさせていただきますと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 工藤議員にご答弁を差し上げたいと思っております。

学校給食の無料化でございませ。現在29年の実績によりますと、小学生108名、中学生51名の109世帯に対しまして355万3,000円の給食費半額助成を行っております。これは、27年から開始されております。また、要保護、準要保護世帯に係る就学援助費や特別支援就学奨励費のうち、給食費分としては117万4,000円、合計しますと町の単費の予算から472万7,000円を平成27年度より予算化し、導入をしております。管内の町の中には、浦臼町、それから北竜町が給食費の無料化に動いております。児童生徒数、助成額から比較いたしましても、教育委員会に調べてもらいましたが、本町の半額助成も給食費に対する手当てとしては手厚い部類と考えております。

先ほど工藤議員からかなりあおられて、終わっているような答弁しないようにと言われておりましたが、私の考えを少し述べさせていただきたいと思っております。人口減少対策、あるいは子育て支援、それから子供の健全なる成長を願う気持ちは私も同感でございませ。しかし、日本国憲法27条がございませ、これは全て国民は勤労の権利を有し、義務を負うとございませ。この勤労によって納税の義務、義務教育を受けさせる義務が可能となっていくことが基本的に国民に求められております。この憲法の内容からも明らかなように、子育て支援が金科玉条のようにみなされ、学校給食費が税金によって全額賄われるという考え方は、給与により生計を立てる給与体系そのものを低賃金化する社会矛盾を助長しかねない風潮を生む危険性もあると思っております。労働者がきちんと生計を立てられる賃金を得られる社会環境と地方自治体の子育て支援というローカルな戦術、戦略が矛盾を来さない範囲にとどめおくというのも行政のバランス感覚を必要とする大事な仕事であると私は認識しております。

現状妹背牛町では未払いが起こっていないということも含めまして、ご答弁させていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から家庭教育支援法についてご答弁を申し上げたいと思いません。

議員ご質問の中にたくさんの社会問題等が挙げられておりましたけれども、正直、田舎というわけではないですけれども、妹背牛ではそのような事態が起き得ないのではないかとするのは若干実は思っていたところではありますが、最近というわけではないですけれども、やはり根底にはそういったことが実はあったというのは課長も答弁したとおりに痛感してきております。ただ、そういった事案に対しては妹背牛は、自慢的にもなるのかもしれないのですけれども、保育士、それから保健師、学校、それから教育委員会関係各職員が集いまして、そういった子供たちを常時情報共有をしているところでもありますので、確実にフォローはできるといったようなことを、余りにも自信ありげに言うのも後で指摘されるときついなどは思いますけれども、そういった体制はできているということを前提にご理解をいただきたいと思えます。

また、教育支援法についてでありますけれども、まず家庭教育は全ての教育の出発点でありまして、子供が生きる力を身につける上で重要な役割を持っているというのは認識しています。そのために、教育委員会では家庭教育というのは社会教育と、それから就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律などにはありますけれども、教育基本法の中に家庭教育という領域を3行ぐらいでうたっている部分があるのですけれども、今までは家庭教育という定義がなかなかされていないというのが現実でありました。その問題について行政の責任や財政措置などを講じるというのが明確にされたということでもありますので、さまざまな時代背景によって家庭教育力の低下を招いているというのは議員ご指摘のとおりでありますので、この法律が整備がされたことによって、今度は妹背牛町教育委員会委員に家庭教育を明確な義務づけがされる。さまざまな核家族の問題ではないと言いますけれども、要因としてはやはりそこに一つの要因があるのではないかとこのふうな考え方になっておりますので、それを踏まえて教育委員会が社会教育あるいは生涯学習の観点で家庭教育に堂々とというわけにいかない。法律的にですけれども、法律的に義務化がされてくるというのが私の認識でありますので、妹背牛町、国全体のことを考えるということは答弁にはなかなかできませんが、妹背牛の現状を踏まえた上での答弁とさせていただきますこととお許しいただきたいと思えます。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君）（登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

田中町政が始まって約10カ月余りとなりました。現在町長の施策がなかなか見えてこないという町民の声も聞かれるようになったところでございます。

それで、1番目ですが、町長の施策についてお伺いいたします。

1、第1回定例会にて町長の選挙公約について質問しましたが、「あきらめない地域づくり、妹背牛わっしょい！」と公約、13項目について町長は4月から新体制ができたときに速やか検討に入らせていただくと答弁なされました。何を今検討なされて、具体化することがあるのならお伺いします。

2番目に、町長は4月からの検討事項としてクラス会の宴会補助、視察研修補助、新規出店募集の答弁をしましたが、予算化の考えがあるのかを伺います。

2番目に、ペペル温泉について、温泉料金についてお伺いします。ペペル温泉の料金で高齢者、70歳以上は300円ですが、これを60歳以上とする、町民は400円にするなど、町民が健康になるよう利用しやすい施設にすべきと提案しましたが、町長の答弁は経営会議の中でしっかり話し合いながら、また検討の時期が来ましたら議会のほうに提案したいと思うということであったが、経営会議の中では何を検討したのか。何かシステムを変えることがあるのかお伺いします。

3番目に、道道深川線について、道路整備について伺います。町長は、道道深川線の道路整備について札幌建設管理部より整備の意向があったと報告がありましたが、その後どのように進行しているのか伺います。

以上、再質問を留保しまして質問といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの石井議員の質問にお答えをいたします。

次年度の予算化を現在検討している項目を列挙いたします。新規町営アパート建設、高齢者お出かけサポート、地酒の商品開発の3つでございます。

それから、1の2番目に当たりますが、クラス会の宴会補助、視察研修補助、新規出店の公募に関してご質問がございましたが、予算化のタイミングは次年度の予算化の段階で検討したいと思います。現状財政が非常に厳しいため、重点項目から配分していきますので、これは非常にやりにくい問題かなと、やるとしてもクラス会の宴会補助を筆頭に考えるかなというところでございます。この段階では、予算化できるというふうにはまだ考えられる段階にまでは至っておりません。

次に、2番目、ペペル温泉についてでございますが、石井議員前回ご質問なされました70歳以上を300円でやっているシステムを60歳以上に年齢を下げるべきではないか、それから町民は現行500円のところを400円にするなどして町民の健康、あるいは利用しやすいシステムにするべきにご提案をなさったことがございました。これに対しまし

ては、1つは消費税増税の時期、それからもう一つは公営施設の使用料金見直しの時期と同時にやりたいと思っておりますし、また私が公約に掲げておりました半年券の値下げをして集客する案も含めまして、検討の時期を統一したいと考えております。もちろん議会より頂戴いたしました附帯決議も充分参考にしたいと考えております。

なお、つけ加えますけれども、9月6日未明の地震によりまして全道的な長期停電に見舞われました影響で、当町ではペペル温泉2号井戸のくみ上げポンプの作動がとまりました。それによって、約1日営業を停止しておりましたが、その後復活させるためにそこをもう一度始めたのですけれども、温度がどうも不安定で、2号井戸がもしかするとこのままいい感じでいけるかどうかということも含めまして、これからお金のかかる時期に入ってくると非常に心配をしております。財源が必要になってくる場合には、新規ではございませんので、これに対する補助もかなりつかないということで、収支の安定性を含め、安易な値下げには今はかじを切りにくいのが温泉の経営サイドの話の中で出ております。

私の答弁としては以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから3番目、道道深川雨竜線道路整備についてご答弁申し上げます。

道道深川雨竜線の町道3号線から跨線橋間の道路整備要望については、平成の初めのころより北海道開発行政要望で要望し、平成12年からは空知地方総合開発期成会を通じ要望を継続しております。また、平成22年からは北海道単独事業要望として北海道建設管理部へも要望を継続しているところでございます。しかし、現時点においては具体的な道路整備計画まで至っていない状況であります。昨年度の建設管理部との意見交換会で、妹背牛橋が完成することにより交通量の増加もあり得るので、状況の変化に合わせ、事業化を図りたいとのことであります。今後も道路整備の事業化が実現できるよう、整備要望を継続してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1番目の施策についてですが、町長の挙げました公約の3項目でございますが、これについては私が考えるには長期的なものはないと思うのです。それで、今国営事業も終わる。そして、今道営事業をやっていると。町長のプロセスとしてこの町をよくする長期的なお考えがあるのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

それと、2番目のペペル温泉の料金につきましては、消費税上げる段階で考えたいと、今の段階では財政難で、このままいきたいというお話ですが、消費税を上げる、来年の10月ごろだと思うのですが、そのときに、値段もさることなのでございますが、ペペル温泉の維持といいますか、管理といいますか、何か壊れたら町のほうで助成すればいいというお考えでなくて、改修も目的とした料金体系にするのか、どこか違う温泉街では入湯

税を払うと。入湯税を基金として積んで、改修工事を行ったというところもありますが、町長は経営者でございますので、その辺の改修工事に見合った料金算定をしなければならぬ。そして、料金は下げない。仮にです。料金は下げる、下げないというのをまた経営会議でお話しするというので、町長のペペル温泉に対する料金の段階で、長期的な改修工事等の料金との絡みについてどういうお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、3番目の道道深川雨竜線につきましてですが、先ほど建設課長の答弁では、私が記憶しておるところによりますと町長が、ご存じのように吹雪になって高速がとまる、12号線がとまるということになると、この道道深川雨竜線が札幌に抜ける大動脈となって、妹背牛町も大渋滞となります。それを今までいろいろ一般質問した中で、町長がお話したのは札幌開発建設部よりそういう意向があったと。だから、私はそのときに町長に、ただ言っただけではだめだよと、営業に行き、なるべく早く着工してくれるようお願いしてくださいというお話もさせていただきました。それで、町長の今の答弁に対して、これは前と同じような段階なのです、答弁が。今まで深川雨竜線を質問したときに、要望はしているということで同じ答弁が繰り返されております。今回は町長に対してそういう建設部の話があって、実効性のあるものと私は確信しておりましたが、その辺は町長、どのようにお考えなのかお聞かせ願います。

以上です。再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 石井議員のご質問に再答弁をさせていただきます。

まず、長期的なプロジェクトはないとおっしゃいましたが、新規町営アパート建設、それから高齢者お出かけサポートは、これは長期的な観点に立ってございます。今人口減少のさなかにありますけれども、この右肩下がりでも少しでも食い止めるというアパート建設、それから高齢者が長く健康に住んでいただけるというお出かけサポートに関しては、私はこれはまさに長期的なプロジェクトだと考えております。

それから、大きな2番目のペペル温泉についてでございます。確かに維持管理費はかかりますけれども、入湯税を積んで、それを維持管理の費用に充ててきたというところがございましてということで今お話がございましたが、現状妹背牛町は年間約500万円の入湯税をいただいております。それは、維持管理費といいますよりも、あそこの経営上必要なお金として回している段階で、積んでいる形のお金ではございません。この維持管理に関しまして長期的な視野というふうにお考えがあるかどうか聞かれましたけれども、1つにはここは第三セクターということで、利益を莫大に上げて、その利益を積んでいくという形の企業ではございません。ぎりぎりのちょうどゼロになるような、その経営自体が難しいのですけれども、利益を必要以上に上げず、あるいは必要以上に下げずという中で生きている会社の形態でございます。ですから、20万円以上の内容の小破修理に関しましては温泉内部の積み立てているお金で対応しておりますけれども、それ以上の大きなものに関しては公費を投入するという考えで今もでございます。

それから、3番目、道道深川雨竜線についてただいま担当の課長からご説明ございましたけれども、昨年の12月、道道深川雨竜線、それから町道3号線までの跨線橋間の道路整備要望について北海道開発行政要望で要望していた中から少し私は進歩したと思いたしたのは、相手側のほうからその要望を出してくれと、1車線ずつで横に歩道をつけるという形のやつではなく、ここは2車線ずつの形にして要望を出してくれというふうに方向が変わったと。私のほうで出した要望は、事実12号線、それから高速がとまっておったときに妹背牛町が年に2度、冬期、物すごい渋滞になりまして、通常の通行が不可能になるようなことがございました。高速と12号不通時の冬期バイパスとしての能力、それから近接する中堅工業の出荷、あるいは妹背牛橋かけかえ工事による大型車両を含む物流道路の将来予測を陳情させていただく機会を得ました。今年度は、跨線橋の地盤調査に予算づけがなされていたのは事実でございます。ただ、4車線化を自治体から要望案として提出してほしいという流れではございましたが、まずは妹背牛橋の大型車通行が可能になった後、恐らく34年以降の道路通行調査を通じ、検討するという意向もまた一方から出てきております。

石井議員がおっしゃっております中央に向かって営業活動していくということに関しましては、私もやぶさかではございません。ただ、今7月の豪雨災害で広島のほうが大変なことになっておりますし、また北海道のこの間の地震におきましても大規模災害によって国の予算が大きく今動こうとしております。この段階でまだ私どもの災害をこうむっていないところはある種の置き去り感があるかもしれませんけれども、この要望に関しては引き続き粘り強く続けていこうと思っておりますし、それから歩道の整備に関しましては、墓地の付近は非常に悪いということは相手も重々わかっておりまして、この流れとは別にそれには手当てをしていきたいと、それに関しても要望を上げていきたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 最後ですが、町長、ペペル温泉について改修等20万円以上になれば公費を使ってやるというお考えだそうですが……

（何事か言う者あり）

○4番（石井喜久男君） 違いましたか。公費ですよ、町のルールですよ。それで、そのルールに従ってやる。いつ壊れるかわからないと、その手当て。いきなり壊れたから、いきなり屋根が落ちたから、今年は1億かかります、2億かかりますではなくて、長期的な改修計画並びにポンプをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思いますので、答弁できるのなら答弁してください。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 今のご質問にお答えいたします。

ペペル温泉もでき上がってからももう二十数年たっておりまして、小破修理を重ねておりますけれども、石井議員が指摘しましたように、ポンプの問題、それから屋根の問題もこれから出てくると思います。それに関しまして担当課も含めまして、第9次まちづくりが始まります、これから。その中ペペル温泉の将来の大きな改修のめどとか流れを皆さんとともに検討していく所存でございます。

以上で答弁終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

本年7月には妹背牛野球少年団、妹背牛エンジェルスが南北海道大会に初出場といううれしいニュースがございました。そこで、このたび妹背牛のスポーツ少年団の活動への助成金と助成金以外の支援について質問いたします。

現在町内には6つのスポーツ少年団の競技団体がございます。町の一般会計からは現在15万円が助成金として出されております。加えて、社会福祉協議会からの助成金と今年度までは特別会計があり、賄えてきましたが、各種大会への参加の負担や指導者への助成等を考慮するとき、一般会計からの適正な助成金の引き上げが来年度からは必要であると思われまます。また、助成金以外の支援についてですが、町のスポーツ講演会、スポーツ教室には、近々では陸上、野球、今年はバスケットボールのレバングの選手から子供たちが直接に学べる機会をつくっていただいている配慮は深く感じているところでございますが、体力の向上や生涯スポーツの観点からもさまざまなスポーツを体験する適切な支援や児童の安全確保の観点から、さらなる保護者の送迎に係る負担軽減策など検討の必要を感じております。いかがでしょうか。

次に、2番目ですが、町長の選挙公約の一つであります宝くじ共同購入による返済不要の進学支援金クラウドファンディング事業計画の進捗状況についてお聞きいたします。クラウドファンディング事業については、一般的には理想や目標を掲げて、インターネットを通じて不特定多数の人々に資金提供を呼びかけ、出資を募るというのがクラウドファンディングと認識しておりました。昨年12月、一般質問の答弁において町長は、クラウドファンディングという言葉をちょっと使ってみたのだけれども、お金を集めるというのではない。それから、宝くじを買って、その券を送っていただく。当たれば、3分の1は進学資金としてクラウドファンディングにためたいと持論を展開してございました。また、町政懇談会のおきましてもその方法を問われ、どのように進めるか問い合わせ中とのお答えでした。大変魅力的な公約で、体制が整うのが待たれるところでありますので、その後の検討の成果と実現に向けての詳細をお尋ねいたします。

1つ目、2つ目のいずれの質問も次年度の予算や体制にかかわる内容ですので、その検討が始まるころに近い9月議会で質問させていただきます。

以上で再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、スポーツ少年団活動への支援についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成27年度からスポーツ少年団、以下スポ少と表現させていただきますが、スポ少への助成金、それまで35万円あったものが15万円減額してございます。この減額した経緯ですが、平成26年度までは町の助成金35万円、また社会福祉協議会助成金7万5,000円、計42万5,000円が助成金として交付されてございました。さらに、26年会計におきましては前年度からの繰越金が30万円ございまして、総額74万1,000円で予算組みされております。加えまして、24年に実施いたしましたスポーツ少年団10周年記念式典、その余剰金を特別会計として保有してございまして、スポ少会計からこの特別会計への積み立ても行われており、特別会計予算額が48万1,000円、結果といたしましては総予算額122万2,000円が計上されるという状態になってございました。また、同年の決算におきましても次年度への繰越金が32万円発生、また特別会計でも45万円の繰り越しが生じるなど、こういった助成金で運営する組織の会計としては他の団体と比較しましても非常に特殊な状況となっております。このことから、特別会計の解消と本会計の適正化を図るべく、平成27年度から助成金を減額したというのが原因となります。

本30年度の予算ではこの特別会計の残額が17万円ございますけれども、これを全額繰り入れしたため、特別会計につきましては既に解消されております。また、予算総額44万5,000円に対しまして既に38万円支出してございまして、次年度繰越金も少額となる見込みであることから、次年度予算からはスポ少への町助成金は増額して予算要求する考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、助成金以外の支援についてであります。これまでも実施してございます社会体育施設の無償化、それから使用に対しましては一定の条件はありますが、各種大会等への町バス送迎、先ほど議員のほうからご紹介ありましたけれども、本来室蘭市、また宿泊を伴うバスの運行等はしておりませんでした。妹背牛エンジェルス初の快挙ということで、室蘭で2泊3日でバスを運行する特別な措置も実施しております。こういったことも今後実施していきたいと考えますし、同じくご紹介いただきましたスポーツ少年団を対象スポーツ教室の開催等で引き続き支援をしていきたいと考えております。加えまして、近年児童数が減少してございまして、町単独で活動できない少年団チームも存在してございます。近隣市町にも同様の課題がありまして、そうしたチームと連携いたしまして合同チームとして取り組む等、スポーツ少年団活動が今後停滞することのないように支援していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） ただいま渡辺議員よりいただきました2番目、12月議会でも質

問をいただきました。ありがとうございます。これに関しましては、私の公約を検討していただきました参事よりまず事務関連の説明をさせていただき、その後に私の答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課参事。

○総務課参事（菅 一光君） それでは、宝くじの共同購入で返済不要の進学支援金事業が町の施策として合法性をはじめ、事務的に可能かどうかを各関係機関に確認し、検討をさせていただきましたので、先にご説明をさせていただきます。

公約の骨子としては、ホームページを通して幅広く宝くじを町に寄贈してもらい、仮に高額当選をした場合、その3割を寄贈したご本人に戻し、次に3割をそのワンクールで寄贈した人数で割り返して配当した上で、3割を進学支援基金に積み立て、残りの1割は事務手数料として町が受け取るものであります。

まず、賛同者から町への宝くじの寄贈ですが、当選金つき商標法、いわゆる宝くじ法では、町への贈与は認められております。事実宝くじの寄贈については、イベント等の懸賞として配られるケースもあり、一般的に行われているものであります。ただ、今回のケースでは、仮に高額当選をした場合はその寄贈者に3割、また賛同し、寄贈をしてくれた方に3割を均等に配当するという条件がついた贈与となっております。これは、例を挙げると高齢の方が自分の介護を条件に財産を贈与するなど、贈与に対し何かしらの条件がついたいわゆる負担つき贈与に当たり、この負担つき贈与が法で認められる贈与に該当するかは難しいと考えております。また、議員ご質問の中にもありましたように、宝くじの番号の管理という点では、番号及び高額当選があった場合に3割をお返しすることを明記し、寄贈者と町それぞれが押印した契約書も必要と考えており、この点も純粋な贈与とは言いがたい理由の一つであります。

次に、町が受ける当選金は非課税であり、銀行より町の口座に振り込みが可能なことについては確認がとれております。ただし、その後町から寄贈者及び賛同者への配当は一時所得とみなされ、所得税、住民税が課税されることにも留意が必要なことから、配当額がわからない中で幅広く賛同者を募ることへの危惧もございます。

最後に、この事業のお金の流れだけを見た場合、町に当選金を集め、かつ町の負担はなく、4割の当選金が町に残る仕組みは射幸心を当てにした賭博行為に似ており、刑法に抵触する可能性もゼロではなく、これらを総合的に勘案し、町が行う事業になじむものではないと考えております。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 今担当の参事より法的な解釈、それから町の事業になじむかどうかという説明をさせていただきました。私は、これを早い段階から受けておまして、検討を重ねた結果、1つは、残念ながらこの方法が賭博の2次胴元のような扱いを受けるといご指摘をいただいたので、自治体での公的な実践活動としては目の目を見にくい方法論だったのかなと気づかされております。ただ、基本となる考えは、学問を修め、地域社

会に役立つ有能な人材を輩出するプログラムをつくり、若者を支援するための何らかの贈与の仕組みを充実させたいと考えていることには、今も考えは変わるところはございません。もちろん現在無利子の返済方式の支援の続行は続けたいと思っております。また、新たな方法を皆さんと一緒に考えながら、若者を支援する形の中で取り組んでいきたいと思っております。残念ながら、この方法は今回日の目を見ることにはならないと思っております。

答弁を以上で終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） 順序立てて1つ目の質問から再質問させていただきます。

先ほど教育課長より大変わかりやすい減額への経緯の説明と、それから次年度からの町助成金の引き上げの約束を答弁いただきました。今年度で残金17万2,067円の特別会計口座は解約として、残金を全て一般会計へという、会計を一本化して30年度の予算額は45万5,000円というのは先ほど説明されたとおり、私も存じておりました。平成26年度までは35万円の町助成金でしたので、その金額に近い引き上げを町財政へ予算要求していただけたと考えてよろしいですか。

その1つ、懸念が1つございまして、確約の答弁はいただきましたが、町福祉協議会より7万5,000円の助成は、これは今後不確定ではないのかという懸念がございます。なぜなら、社会福祉協議会からの助成は事業名は青少年の健全育成ということで、28年度までの資料がございます。経過報告、平成25年度下半期から平成29年度の社会福祉協議会の計画と評価とまとめた資料でございますが、それを見ますと28年度の資料を見ますと14万9,000円のうち、スポーツ少年団へ75万ということで、この実施計画書、経過報告におきましては基本的な方針は今までの助成事業を1年、2年で廃止の方向で検討したい。青少年が交流できる場の確保と人材の育成のできる事業の展開を図っていかなければならないと考えるというところで方針が書かれております。計画でございますが、平成25年は助成金の廃止を検討、26年は助成金廃止。そして、評価のところなのですが、27年、28年の評価として次のように書かれているので、そこを読ませていただきます。助成金の事業に終わっており、26年は事業も諸般の事情により中止となり、助成金が何に使われたかも不明であったため、社協独自の青少年ボランティア体験、講座等の開催も必要と考えていたが、27年も助成金支出となった。続いて、28年もそうなのですが、ここに書かれているのは、助成金支出だけでなく、教育委員会と協力した青少年のボランティア体験の講座などを開催していく必要を感じているという、そういう。社会福祉協議会のほうは、手を挙げてスポ少に助成を7万5,000円出しているのではなくて、いろいろ模索しながら青少年健全育成のためにいろいろ考えていらっしゃるわけです。

そう考えますと、これは例えばです。これからは例えばになるのですが、児童生徒のボランティア体験ということでかつてありましたように、花壇にこの予算でみんなで花を植

えたらいいのではないかと、それを社会福祉事業の一つの単独の事業として行いましょうという話し合いが協議会の会議で決まれば、この7万5,000円というものは不確定なものになってくるのではないかと考えます。ですから、財政の予算要求の折には、次年度のみならず今後も横の連携をしっかりとっていただいて、その分を配慮していただいた予算要求をしていただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、答弁をいただきましたように児童数は減少しておりますし、今後ますます既存の少年団が単独で活動を進めていくことに限界が来ていると言わざるを得ません。現在も既にこのたびの野球少年団は音江の子供たちと合同でしたし、各少年団で町外からの子供たちが一緒に活動しております。今単独でバレーだけが5名、町の子供であります、5名ということで大会に出場できていないというようなところもございます。活動したい子供たちのために、近隣の市、それから町との協力により広域的な少年団活動の将来的なビジョンの検討も道教委からは求められていることが道教委のホームページではわかります。この部分は、今後見えないところでそれぞれの市、町の教育長の出番ではないかと考えるところがございます。とはいいまして、地域の子供は地域で育てるという理念のもと、次年度よりコミュニティ・スクールの開設に伴い、保護者のみならず学校、地域住民、関係団体、行政による少年団活動を支援する一貫した体制づくりも可能になるように考えます。助成金以外の面での支援、もと社会教育の経験もおありになる教育長の得意とされるところだと思っておりますが、いかがでしょうか。

次、2番目の質問の答弁を参事よりいただきました。1年過ぎない町長の公約をああいいう形で答弁なさらなければならなかった参事の気持ちは察して余りありますが、12月の答弁を伺ったときに公職選挙法へ触れるのではないかと懸念は私もございましたが、賭博行為に当たるとして先ほど。もちろん夢のような公約で、町長の壮大な思いつきは一応実現されることはないという事実をここで町民の皆さんへ示す必要があるのではないのでしょうか。それで、その後、先ほど町長が答えられたように、次の段階というのはそれがきちっと整理されて、きちっとそれを示された後歩んでいくのではないかと思います。ですから、ご自身で町民の皆さんへ13番目の公約は明らかに実現不可能であったということを示される必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） スポーツ少年団への支援について再質問に対しまして答弁をいたします。

現行のスポーツ少年団への助成は維持されるのかとのご質問ですが、町の財政推計、それによりまして今後財政規模の縮小が見込まれる中、町の第5次行財政改革もスタートしているところがございます。社会福祉協議会からの助成金の関係ですけれども、今議員のほうからご指摘ございまして、26年から社会福祉協議会からは中止になったというふうなお話を受けておりますが、スポーツ少年団会計としてはずっと継続して7万5,000

円、助成金としていただいております。どういういきさつでそういうふうになっているのか、ちょっと確認してございませんけれども、これまでスポーツ少年団、スポーツ教室等を実施する前に町内のごみ拾い活動というもの、ボランティア活動を実施してございまして、そのボランティア活動に対する助成として支出されているものと認識してございます。今後もこのボランティア活動は続けていってもらう予定ですので、継続して社会福祉協議会にも助成を要請してまいりたいと考えております。

また、町からの助成につきましても、毎年の予算の執行状態を見ながら、スポ少活動には支障を来すことのないよう、ですから今の段階で何年度に幾らという金額的な確約はできませんけれども、スポ少活動に支障を来すことのないよう、財政部局と協議しながら予算確保に努めていきたいと考えてございます。

スポ少のみならず、生徒数、児童数の減少によりますと中学校におきましても部活動が合同の部活動という形になってございます。教育委員会の総意といたしましては、少子化により児童生徒数が減少している今だからこそ、少年団活動には手厚く支援していく。たとえそのスポーツに所属する子供が1人であったとしても、手厚く支援していくことが重要というふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 2番目の質問に対して再答弁を行いたいと思います。

私は、町政懇談会のおきましてもこの13項目とか提示しておりましたので、町政懇談会の席上にて、町を回って、この13番目は不可能だということで回っていきたくて思っております。その後に支援していく方法が見つかりましたら、また皆さんの前にお出ささせていただいて、引き続きこれに向かって邁進してまいりたいと思いますので、それをもってご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） 先ほど社会福祉協議会の件は、廃止されたというのではなくて、計画的に廃止の方向で検討されたという経緯がこの計画書から見えるということでございます。それで、計画としては廃止の検討、そして廃止となっているのですが、また助成金支出となってしまったというような、本当は独自で活動したかったというのがここから読み取れるということでございました。ですから、今後も、スポーツ少年団ももちろんクリーン大作戦で活動して、ボランティアのようなごみ拾いをしてくださったりして、その金額が大体予算組みが8万ですから、それに伴うかかったお金が大体社会福祉協議会から出させていただいたお金に見合うものかな、ボランティアには使われているなというのは読み取れるとは思いますが。

あえて今回質問させていただきましたのは、先ほど課長が答弁なさいましたように、第5次行政改革が始まりますので、きちっと予算を確保していただけるという答弁をいただ

きたかったということが1つです。

それから、先ほど出ましたが、少子化の絡みでスポーツ少年団絡みで1点ございまして、空知のある中学校においては少子化に伴いバレー部が廃部という、そのときに中学校では活動できなくなって、地域のスポーツ少年団に中学部をつくってもらい、活動となった町がございます。今後は、先ほど課長がおっしゃいましたように、柔軟な発想が求められることと思います。小学校の学校経営の大きな学校経営を、本の中にはスポーツ少年団を云々ということは何もございません。脈々とかうやってスポーツ少年団が続いてきたというのは明らかに地域の力であったわけですから、これから教育上、先ほど申しましたが、社会教育、そして地域のスポーツの発展、それから活動というものは教育委員会の担う力の大きいところだと思います。教育長はいかがでしょう。

先ほど2点目なのですが、このたびの夏、8月の終わりに北海道新聞に奨学金の今という特集がなされておりました。奨学金を借りたけれども、返せない。返済猶予、規定が変更になったり、それから相次ぐ自己破産とかという記事が出ておりましたので、ごらんになられた方もあったかもしれません。ですから、本気で町の進学支援金を考えておられるので、もちろん町長は考えておられると思いますので、既存の町奨学金の充実など足元を見据えた施策をまたこれから考えていただければと思います。広報の中にちょっとほっとするような「まちの空を見上げて」という町長のコラムがございますが、そこでほっとされる文章を書かれた後は、しっかりと足元を見詰めて施策に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育長。

○教育長（土井康敬君） 少年団についてのご質問をいただきました。

予算確保の関係でございますが、これからまちづくりだとか行政改革、同時にスタートしてまいります。そこに効率的な予算配分というのが前提条件になってまいります。教育委員会といたしましてはスポ少の重要性を鑑み、これからその予算確保に全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

また、バレー部、それから少年団の中学部等のご提案もいただきました。学校経営の地域力としての判断もちろんあるかと思いますが、これから何年間かすると全く景色が違うものが突然出てくる。もちろん今中学校のバレーボール、他町村ではゼロというところも1人、2人というところもありますので、今後学校経営自体もどういうふうに展開するかという構想がまた出てくるのではないかと。そういったことも踏まえると、今ここで約束ということは全くできませんので、今後出てきたテーマに沿いながら、そこをできるような体制をとっていきたいということでご理解をいただきたいとします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

確かに所得格差が発生したり、それから進学することが難しい事態に対して、政府のほ

うも苦学する方に対して国立大学の授業料に補助を出すとかいう作戦を出しております。私は、町からも苦学して勉強したいという子供たちに対して支援の輪を充実させる。足元とおっしゃいましたけれども、とりあえずはその人たちが働いたお金によって返していくという形プラス何か支援を考えていきたいと思っております。それは、自分を支援してくれた家族だけではなく、社会に恩返しをしたいという、甘いかもしれませんが、そういう子供たちを将来の大人として育てていきたいと、そういう考えがあるからでございます。また、その方法に当たりましてはいろいろご検討していただく機会をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従い、一般質問いたします。

近年天候の異変といいたいまいしょうか、想定外の出来事が大変多く起こっております。日ごろから考え方を想定外という発想から、あり得ることというふうに改めていかなければならないのではないのでしょうか。さて、本年7月3日に、降雨による河川氾濫危険により本町の一部地域に避難勧告が出されましたが、実際に避難された方は3世帯9人でありました。河川が氾濫することなく、翌日には避難勧告は解除されました。災害が発生せずに済んだことは幸いだったと思われま。

そこで、まず1つ目の質問です。行政として避難勧告を出したにもかかわらず、確かに強制力のないものではあります。避難された方が9人であったという現実をどう受けとめておられるのかを確認させていただきたいです。

2つ目に、今回の避難場所は保健センター、老人福祉センターというふうにされていましたが、保健センターは福祉避難所の指定がなされておりますが、避難区域の拡大などをしなければならない事態になったときにどのように対応するのかをお伺いいたします。

3つ目に、今回の指定区域住民数は344人です。避難所の最大収容人員が保健センター200人、老人福祉センター150人の最大数350人です。それで、その人数で、今回の住民数344人に対して果たして1人当たりのスペースがどれぐらい確保できるのかということを確認させていただきたく思います。

再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から災害対策につきまして答弁させていただきます。

初めに、7月3日、本町が発令したのは、ご質問のとおり避難勧告でございます。災害が発生したときや発生のおそれがあるとき、市町村が発令する避難情報には3種類ありますが、いずれも居住者等に対する強制力は先ほど議員のご質問のとおりございません。まずは、いつでも避難できる準備をする。また、身の危険を感じる人や避難に時間のかかる人、特に高齢者、障がい者の行動開始情報が避難準備、高齢者等避難開始となります。次に、速やかに避難場所への移動、また人的被害の発生する可能性が明らかに高まったときの避難場所への避難行動を勧めるのが避難勧告。まだ避難していない場合は、直ちに避難を行っていただくということが避難指示となってございます。以上の3点が市町村長に付与されている権限でございます。

1つ目の質問でございますが、3世帯9人の方が避難されたことに対しましてどう受けとめているかでございます。避難された方が多かった、また少なかったという確認、感想は率直にはございません。ただ、みずから身の危険、また避難を先に行おうという自主的な判断から避難されたということが9人の方ということでこちらのほうは受けとめさせていただきます

次に、避難区域の拡大のときの対応でございます。これにつきましては、市街地区にあります指定避難所は全部で8カ所でございます。それぞれの避難区域数によって開設避難箇所をふやすこととなってございます。保健センターにつきましては、ご指摘のとおり福祉避難所の指定をしてございます。特に要支援者を優先という形の施設となってございますことをつけ加えさせていただきます。

次に、避難所のスペースでございます。1人当たりのスペース、先ほどから質問のとおり、住民数344人に対して収容人員は2つの施設で350名となってございます。今回の2カ所のスペース、保健センターが対象が214.2平米、老人福祉センターが362.7平米となってございます。合わせまして576.9平米となりまして、一人頭に換算しますと1.64平米、約1畳分のスペースを確保していることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） 今の説明で避難準備、避難勧告、避難指示、それぞれの意味というのは理解できます。それは、当然言われましたように自己責任で行うものでありということはありません。ですが、まず行政として住民の生命を守るという大前提の中で、その準備であれ勧告であれ、避難指示までいきますとかなり重たい直ちにとという言葉になってしまいますが、その以前にみずからの判断で避難を開始しなければならない必要があるということは当然理解していかなければならないと思います。そのことを果たして住民各位がどれぐらい理解されているのかということが1点目の質問の趣旨であるというような理解

をしていただければなど。あくまでも自己責任であると。避難勧告は出しましたと、344人の住民数です。本当にその住民全てが避難されても大丈夫な準備はできていたのか、まず最初に。そこにまず準備の大切さがあると思います。その準備をするために、日ごろからどんな住民に対する情報提供が必要なのかということ、どういうふうに住民に対して情報提供ができるのかということをまずお伺いします。

次の2番目に、保健センターを福祉避難所として確保されているものに対して、まず避難の順序として、先ほど課長の説明の中にもありましたように、要支援の方々をまず最初に避難行動を起こすであろうということを想定の中に入れておかなければならないのではないのか。だとすると、福祉避難所をもっとフリーのスペースにしておく必要があるのではないのか、最初から。そうしないと、最初に避難してこられた方をまた移動、再度の移動が必要になってくる。そんなことが想定されるのではないのか。あるのであれば、保健センターは本当にフリーなスペースとして福祉避難所として確保しておくべきではないのかなということをお伺いいたします。

3つ目の今のお答えは、建物の総面積という考え方でよろしいのですか。それとも、避難していただけるスペース。例えば通路も入っているとか、総面積で割り出した数字なのかということを再度お伺いします。なぜかという、以前から自分が例えば段ボールベッドが必要だよとか、備蓄品はどれぐらいあるのとか、いろいろ災害避難所に対しては質問させていただいてきました。その中で、段ボールベッドは準備始めたということは聞きました。段ボールベッドをつくって、一人で寝るというスペースは一体どれぐらい要るのか。本当に畳1枚で大丈夫なのですか。畳1枚だとそのベッドからおりて歩くときにどうします。ただ単純に床スペースだけで1.64ありますというのは、非常に危険な準備だと私は思います。考えなければならないのは、プライベート空間の問題だとか、1日であればそんなに心配はないのであろうけれども、いろんな苦情が出てきたり、それから行政の人間だけでは当然賄い切れないでありましようから、ボランティアも必要になってくるでしょう。その辺の準備は本当に現在の計画の中で大丈夫なのか、本当に心配な部分があります。そんなことを考えながら、災害に対する備えは充分であるかどうかということをお聞きします。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから鈴木議員の再質問についてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目ですが、今回といいますか、7月3日、4日の大雨のときの避難勧告において避難所の準備はできていたのかというところでございますが、勧告の前に先ほど議員言われた老福、保健センター、これの準備を万端にした中で勧告を発令いたしております。

それと、2つ目の保健センターの関係でございます。確かに保健センターは福祉避難所の指定をしている中で、今回避難所として開設をいたしました。がしかし、勧告の発令前

に対象地域、今回は4区、7区、8区、9区、対象地域の中に要支援者がいるかどうか、これを健康福祉課、名簿ありますから、そちらのほうに確認したところ、要支援者の方はおられないというような中で老人福祉センター、そして併設をする保健センターを開設したところであります。保健センターは、要支援者のみの避難所ではなく、先ほど総務課長の答弁にもありましたように、要支援者優先施設として位置づけられております。この優先施設が、避難者の規模にもよりますが、議員ご指摘の避難区域の拡大により要支援者の受け入れが困難になる状況だけは避けなければならない、要支援者の避難を想定した中で、スペースの確保をはじめ、その受け入れ態勢には今後も充分配慮してまいりたいと考えてございます。繰り返しになりますが、今回は要支援者がおられないというような判断の中で一番本部に近い老人福祉センター、保健センターを開設したというところでございます。

なお、今回の先般の停電の関係、これにつきましては、これは自主避難という形で私も本部のほうでは決定をいたしました。その決定は、1時半からの本部会議で決定いたしました。対象は全区域です。町内全域です。そんな中では、今回総合体育館の格技場を自主避難所で決定しましたけれども、これは3時半から住民の方に周知を図ろうと、そして4時に開設をしようという流れの中で、ご承知のとおり14時22分に停電が復旧したということで、そこには至らなかったということで、その災害の規模等々で避難所、一応防災計画の中では区域分けをされていますが、当然その状況によっては今言ったとおり老福センター、体育館、そのような形になろうかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、1人のスペース、これはまず廊下だとか、それは含んでおりません。各部屋を合計した中で、先ほど総務課長がそれを350人で割り返した中で1人当たり1.64ということをはじめております。また、段ボールベッドの関係ですが、私どもの想定の中では老人福祉センター、保健センターで段ボールベッドを使用するというような考えはございません。当然総合体育館、小中学校で使用するというようなことを想定といたしますか、考えてございますので、ここら辺もあわせてご理解をいただきたいと思っております。

それと、最後に防災体制は万全なのかということで、私どもも7月3日、そして今回の9月4日の台風、そして今回の地震による、全道ですけれども、全町の停電、11時間以上もかかりました。それに対しては万全を尽くして防災活動をしているということで、細かく言ってもあれですけれども、ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） 今の答弁の中で、たまたま今回の地震の対応についてというお話もありましたので、ちょっとそれに乗らせていただきます。今回の地震のときにといいますか、以前から備蓄品は大丈夫かという話を、防災に対するものは大丈夫ですかという話をしたときに、答弁の中に広域で連携をとりましてというような返答もありました。それ

を思い起こしまして、今回のようなことはそうたびたびあってほしくはない。だけれども、想定内ではない。特に停電に対しては、2つのルートがあって、ほぼ停電することはないでしょうという、そんな話も委員会の中ではあったように思います。ですが、実際問題として全道全てで電気がダウンしたと。そんなときに、果たして広域、広域と言っているやつが役に立つのか。ある程度自前のものを準備しないとという方向にも考えをシフトしていかなければならないのではないのか。それは、予算がないからできないとかという話ではなくて、住民の命を守ることが最優先であるという考えに立って、もっと計画自体の見直しであるとかということを実際に町民全体で考えていかなければならないのではないのかなと思います。

そんなことを考えると、本当に住民も巻き込んだ避難訓練の必要性というのを感じます。実際にやらなければ、どんな苦情が出るのか、どんな意見が出るのか、はかり知れないものがあります。東日本のときに、余りしゃべりたくはなかったのだけれども、報道なんかで出ていませんが、性的暴行も起こったようです、避難所の中で。そんなことも計画の中に取り込んでいかなければならないのではないのか。例えばプライベートが欲しいばかりに、夜車の中に戻って車の中で寝られる方も数多くおられると聞いています。その期間が長くなっていくとエコノミークラス症候群であるとかという心配もしなければならぬような、そんなことが起こらないことが一番なのでしょうけれども、そんなことも計画の中に入れていく必要があるのではないのか。ぜひとも避難訓練の実施と防災備品の強化ということを進めていただきたい。進めていただける気持ちがあるのかどうかをお伺いします。

終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） まず、一番最初の備蓄品の関係、北空知での協定の中でということだったのですけれども、確かに大雨でも台風でも、それは深川にあるのですけれども、当然同じ環境になります。ですから、すぐその食品をとということにはならないだろうということで、4年前から天然水1,200本、缶詰パン504缶、そして100枚の毛布、そして敷きマット、そして段ボールベッドというような形で毎年備蓄品をそろえていっているという現状にあります。

そんな中で、これも先ほど地震のこと出ましたので、先般の胆振東部地震の中で、うちも地下水を使われているご家庭が、あれポンプですから、電気を使わないとポンプアップできないというような中で、役場前で水道水を給水しますというような中で、先ほど申し上げました1,200本の天然水、それも来た方に飲んでくださいというような形で700本ぐらい消費したのかな。というのは、その中で、皆さんもご承知のとおり、きょうの新聞にも載っていましたが、SNSで妹背牛町断水したというような誤報を流していたということも、それは広報車で打ち消しましたが、地下水のみ使用者以上に水道水の方も来られたというような状況がございます。ですから、今回自主避難も6日の日の4時に体育

館に開設を決定したのですけれども、そんな中で決定の過程の中で、夕食はどうするというような中で、夕食は500缶の缶詰パン、本当にやわらかいおいしいパンなのですけれども、あるから、それと飲み物で夕食はとっていただこうと。そして、当然これは復旧なんて難しいだろう、あしたの朝はおにぎりということで、もうその段取りもしていたところでございます。ですから、備蓄品、今回に限っては功を奏したというような中で、今700本を消費してしまいましたから、また天然水を補給をしたりした中で、今後も毎年備蓄品はそろえていきたいというふうに考えてございます。

それと、最後に避難訓練の実施についてのご質問でございましたが、本町においては過去において避難訓練というのは実施をしたということがございません。がしかし、今後平成32年に予定しておるのですが、防災無線を整備しようと、再来年。もう既に今年どういう形でいきましょうということもやっています。どういう形というのは、各戸に端末を置くのか、それとも各戸にそれを受信するラジオを置くのかという、そういうやり方も今年検討に入っております。そんな中で、各戸へダイレクトに情報が伝達されるような環境の中で今回のような地震での長時間の停電なんかも想定したり、河川の氾濫も想定した避難訓練を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、特段のご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で6番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 通告に基づき、質問をいたしたいと思っております。

その前に、今も鈴木議員の質問の中でありましたように、9月6日午前3時8分、妹背牛でも震度4ということでかなりの揺れでした。胆振地方を震源とした地震が発生し、厚真町では震度7、むかわで震度6、安平で震度6と、千歳空港もとまると、電車もとまると。今までにない強い地震の状況でした。甚大な被害の中で亡くなられた方にこの場で哀悼の意を表したいのと同時に、被災された方の一刻も早い復興を心から願いたいと思っております。

気象庁は、平成30年度北海道胆振東部地震と名づけました。この地震は、道民の生活や経済を麻痺させました。道内全域での停電、交通網の寸断、大変な打撃を与えるものでした。まだ余震が続き、この後も大きな地震が想定されると言われています。政府や道、各自治体の目配りのきいた対策が求められていると道新の社説でも書かれていました。今日本全土にわたって2,000もの活断層があると言われております。我が町のこの下にも活断層が流れています。活断層における地震は、1,000年から数万年の間隔で突然起きると言われています。今回の地震は、根室沖や千島海峡に比べ当面の発生確率は低いと言われていた地域で発生しました。油断は禁物と専門家は言われています。この夏は豪雨、台風、そして突然来た地震と異常な状況で、行政も各家庭、個人も日ごろの備えが大切と防災に携わっている専門家が言われています。今の質問の中にもあったように、町民の暮

らしと生活を守るため、行政のリーダーシップを発揮した防災の対策を心から願うものがあります。

それでは、質問に入らせていただきます。1番目に、今冬期の除雪についてです。今年是不順な天候を経て、もう朝晩寒さを迎え、冬を迎えるのが早いのではないかと、雪が降るのが早いのではないかとされています。昨年は例年になく豪雪に遭い、今までになくような除雪体制、道内各地の自治体が大変な努力を求められたとお聞きしています。今冬期もどのようになるか予想はできませんが、今年のこれまでの天候を見ても、地球温暖化の中で今までなかったような気候の状況があらわれると専門家の方々も異口同音に言われています。

そのような中で、今冬期の除雪体制はどのように考えておられるか質問いたしたいと思えます。できれば、昨年と今年の違いがあれば示されたいと思えます。

2番目に、独居老人、高齢者宅の除雪支援について質問いたしたいと思えます。担当課に申請しますと冬期間間口除雪は5,000円にて行われており、大変利用されている皆さんから感謝されていると思えます。昨年何人かの方々から、屋根の雪も何とかならないかという要望をお聞きしました。この点対応を考えていただきたいと思えますが、質問いたしたいと思えます。

3番目に、かつて行われていた私道への除雪助成について復活されてはどうでしょうかという点で質問いたします。今町の中には町道への認定は規格外の道路があります。しかし、町民は町道、私道の区別なく日常生活に利用しています。かつて私道への除雪支援があったと思えますが、どのような助成支援だったのかをまずは質問いたしたいと思えます。どうしてこれが廃止されたのかも質問いたしたいと思えます。

町民の方が私のうちに2016年6月の広報ふかがわを持ってきて、私道から市道への認定を促進という文章の前段で、安全で安心な道路へ、市内には道幅が狭い未舗装の私道が多くあります。こうした私道は、救急車や消防車などの緊急自動車の通行が困難な場合があるなど、安全な生活を送る上でさまざまな問題を抱えているということで、これらを解消するため市道認定基準を緩和すると。道幅を広げる費用の助成、また基準に満たない私道に対する助成事業を拡大するということが書かれていました。その中で除排雪事業助成という項目では、住民団体が共同で私道などの除排雪を委託した場合委託料の一部を助成しますと見出しが書かれており、限定管理市道は3の2以内、私道は2分の1以内を助成する。排雪に係る費用は、それぞれの30%以内を助成すると書かれていました。その町民の方は、深川と妹背牛は人口も違うし、財政規模も違うけれども、妹背牛でもこういうことが実現できないだろうかという私道に住んでいる方のお話でした。同じ町に住んでいて私道と町道との住んでいる違いで格差が起きないように、何とか考えて是正されてはと思えますが、ぜひご答弁を。質問いたします。

4番目に、小中学生の通学、歩いて買い物など高齢者の交通安全、特に西1丁目、ホクタイからペペルに向かう道路、そのところにはみどり団地もあります。西1丁目道路の歩

道の確保について伺います。毎年この点で質問させていただいていますが、行政の努力を近隣の行政の担当者にお話を聞く機会がありました。私のところは子供たちの通学道路の歩道を優先して確保しているというお話を何町かの担当者の方からお聞きします。町全体の通学路も同様ですが、特に西1丁目道路、小学生が学校に通ってのクラブ活動、学校終わりに体育館のほうに先ほどお話ししたようにクラブ活動の子供たちが大きなリュックを背負って歩道のない道路を体育館のほうへと歩く姿を何度も見ました。車は、西1丁目道路はペペルまで直線なので、結構スピードを上げる方々がいます。いつも父兄、近隣のあそこにお住まいの方々が事故に遭わなければと願っているというお話を聞きます。少子高齢化で、子供たちはこれからの妹背牛を担っていく宝です。何かあったら大変なことです。住んでいる住民の方が子供たちに声をかけて注意しているのですよというお話を聞きました。ぜひ今冬期はこの歩道の確保をと思います。質問いたします。その考えを聞かせてください。

大きな2番目に、町内全域での移動の問題、交通手段の考え、あわせて3月に廃止になったペペル温泉バスの復活について質問いたしたいと思います。この間一般質問でも質問をさせていただき、また提案もさせていただいておりますが、第2回定例会の後、町長答弁で検討させていただきたいと答弁されました。このことも私は町民の方々にそういう答弁がありましたよというお話をしています。町民の声としてどのように検討されているのかと、ぜひ現段階での状況を質問いたしたいと思います。

また、検討して結論を出す前に町民の声を反映させたものにしてはと思いますが、この点でも質問いたします。

また、温泉ペペルのバス、週3回利用されていた方々から、前回は質問の中でお話ししたように、週1回タクシーでタクシー代、風呂代1,520円と電話代10円、1,530円かかる。年金が少ない。本当に大変だ。週1回行けるかどうかだという声が寄せられています。特に西4町内の町営住宅の方々に数名の方にお話を聞きました。あそこは風呂が設置されていません。今町営住宅を新しく建設していますが、4棟であります。全員が移るわけではありません。その方から、そういう切実な声と、子供たちがお盆に来たときに他のまちに引っ越してはと話をされた。私は、住みなれたこの町から引っ越したくないのでと子供たちに言ったのですよと。これから厳しい冬を迎えます。安心してこの町に住み続けられるよう、さまざまな手だてが私は必要だと思います。役場の掲げている「人輝き、笑顔あふれるまち」、そういう町にぜひしていきたい。していかなければならないのではないのでしょうか。この点でどのようにお考えか質問いたします。

大きな3番目に、障がい者雇用についてであります。きょうのある新聞にこの問題が改めて報道されておりました。厚生労働省は、第三者委員会をつくり、全面的に調査するということでもあります。この間率先して法律や決まりを守らなければならない政府の機関で中央官庁が障がい者雇用者を水増しし、虚偽の報告をしていたことが判明しました。新聞報道も詳細にされています。

質問いたしたいと思います。国、自治体に一定割合以上の障がい者の雇用を求める法律、法定雇用率ができたのは1960年、また民間企業に義務づけられたのが1976年。民間企業で法定雇用率に達しない場合、不足人数に応じた納付金が課せられ、訪問検査もどようになっているかという調査も行われます。その大もとが障がい者雇用ガイドラインであります。この点でこのガイドラインとはどういうものか質問いたしたいと思います。

第2に、妹背牛町役場での障がい者の方々の雇用状況、雇用率についてどのようになっているのか。2番目に質問したいと思います。

この点で8月29日の北空知新聞の1面で報じられている北空知1市4町、幌加内も含めてですが、障がい者の法定雇用の実態という記事が1面に書かれていました。妹背牛町のこと記載されていきました。読まれていると思うのですが、改めて法定雇用率をどのよう考え、達成していくのかも質問いたしたいと思います。

大きな4番目に、今新聞でもテレビでも大きく取り上げられているLGBT、性的少数者について質問いたします。過日新聞やテレビで報道されましたが、自民党の杉田水脈衆議院議員の発言、生産性がない同性愛者の人たちに皆さんの税金を使って支援する。どこにそういう大義名分があるのでしょうか。また、学校教育でLGBTを取り上げる必要性についても、当然そんなものは必要ありませんと。しかし、これは性的少数者への攻撃だけではなくて、北海道に私ども住んでいて、2016年2月、ジュネーブで開催された国連女性差別撤廃委員会で日本のマイノリティー女性グループの一員としてアイヌ民族の代表が参加すると、杉田氏自身のブログでアイヌ民族衣装のコスプレおばさん、完全に品格に問題がありますと中傷し、日本国の恥さらしと今杉田水脈議員の辞職を求める声が議員の中で起きています。

このような中で、性的少数者への社会の理解がおくれているために、性的少数者にとって人間として自分らしく生きていけない。そのような差別と偏見など、生きづらい社会環境の是正が求められていると思います。テレビにも数多く出ている名の知られている人がみずからLGBTだと名乗りを上げられてきています。また、最近新聞やテレビで、多様な性と多様な生き方として性的少数者、LGBTの人権尊重の立場から理解と啓発を求める記事がテレビ番組や数多くの新聞でも取り上げられてきています。また、憲法では、誰もが個人として人格が尊重され、人として幸せを求めていく権利を認め、保障しています。しかし、民法では同性婚は認めていません。これは、戦前の日本の家、家族に関する制度、風習を反映しており、今日の憲法との乖離があります。整合性が求められるべき制度的検討課題と言われております。

このような中で、2015年、国会で超党派のLGBT議員連盟が発足し、2016年には野党4党で衆議院にLGBT差別禁止法案を提出しましたが、現在継続審議になっています。2017年には、LGBT当事者と支援の議員によりLGBT自治体議員連盟が発足いたしました。今年の5月、東京でLGBTを基礎から理解して議会質問、政策提言に生かせる研究会も開催されました。国会内外で活発に今議論され、取り上げられてきて

います。

以上を踏まえて質問いたしたいと思います。第1に、性的少数者、LGBTの理解と周知について町長のお考えを質問いたしたいと思います。

第2に、性的少数者、LGBTへの理解と周知について全国、この近隣の市でも始まっていますが、道内各地も取り組みが始まっています。その状況はどのようになっているか、町としての考えを質問したいと思います。

第3に、多様な性と生き方について、文部科学省の指導の主な内容で町内における教師と児童生徒への対応はどのようになっているか、この点も質問いたします。

第4に、体と心の性が一致しないトランスジェンダーなどに配慮した学校の校則のあり方はどのようになっているか、この点での質問をいたしたいと思います。

以上、再質問を留保して1回目の質問といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから1番目、今冬期の除雪についてご答弁申し上げます。

今冬期の除雪体制はどのようにされるかという質問であります。今冬期の除雪体制につきましては、毎日朝2時から3時に道路パトロールを行い、10センチ以上の積雪があれば4時に出動いたします。市街地につきましては、ドーザー2台、グレーダー1台、小型ロータリー1台の体制で出動し、農村部につきましては10トンダンプ1台、10トン専用車1台、7トン専用車3台の体制により8時までに終了するように行います。延長につきましては、車道除雪延長109.2キロ、歩道除雪延長0.5キロ、運搬排雪延長14.2キロ、雪割り路線延長17.3キロとなっております。内容については昨年と同様で考えております。

質問にありました昨年との違いということでもありますけれども、昨年との違いといたしましては、今年度除雪ドーザーを1台、機能増強という形で購入いたしますので、12月納車予定になっておりますけれども、今までは委託会社のリース機械という形で行ってまいりました。ドーザーを1台町有車にかえることによって、費用面について単価を抑えることができるというメリットがございます。

続きまして、次に私道への除雪助成についての復活ということでもありますけれども、私道除雪については過去平成4年度から平成7年度まで、条件つきではありますが、条件といたしましては末端2戸以上であるとかという条件がついておりました。さらには、1路線当たり10万円を限度額といたしまして、平米当たり単価を設定いたしまして10万円を限度として助成しておりました。がしかし、その後第2次行政改革時に事業見直しに伴い廃止となり、現在に至っております。現在は、第4次行政改革が継続して進行中であることから、現段階においては私道への除雪助成について復活する考えは今のところはないので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

次に、歩道除雪についてであります。今年度においても歩道除雪延長0.5キロを予

定しておりますが、この路線につきましてはふれあい通りの保健センターから山一線、役場前、それから西1丁目の北6条、みどり団地までの歩道であります。道路の構造上、毎回歩道スペースを確保するのは大変困難であることから、実情では難しいと考えております。ただし、西1丁目線につきましては町内の幹線道路であることから、他の路線よりも、降雪状況にはよりますけれども、例年1回多く排雪を行っておりますので、その排雪時に歩道もあわせて対応させていただきたいと思っております。その他の歩道につきましても、年3回程度行っている排雪時に歩道もあわせて対応したいと考えております。歩道管理は、町民皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、車道や歩道への雪出しを控えていただくことが必要と考えており、この点もあわせてご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから2点目のひとり暮らしの高齢者支援、除雪支援についてご答弁申し上げます。

高齢者等への除雪におきましては、議員ご質問にもありましたように、本町におきましては福祉除雪サービスとして玄関から公道までの生活道路の確保ということで、高齢者事業団と社会福祉協議会に委託した中で事業を展開しております。29年度は1人世帯が35件、高齢者夫婦が2件ということで37世帯を対象に実施しておりますが、平成25年度の49世帯をピークに減少の傾向にあります。その年の降雪状況におきましては、利用者からの問い合わせもいろいろありますが、議員ご指摘の福祉除雪サービス対象外の屋根の雪おろしやベランダの除雪等におきましても相談はあります。その中で、その都度事業団のヘルパーや社協のボランティア、また状況によっては民間事業者にも相談した中で適宜対応させていただいております。私が言うまでもなく、高齢者等の冬場の除雪対策は生活に直結するものと考えておりますので、今後も屋根の雪おろし、ベランダ除雪等も含めた中で生活支援としてどのように対応していかなければならないかを関係機関とも調整し、対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは議員ご質問の町内全域での移動交通手段の確立についてご答弁申し上げます。

まず、1つ目の町内全域での移動交通手段についてどのように検討されていますか、また町民の声を反映させる必要があると考えますが、いかがでしょうかとご質問でございしますが、6月定例会において佐田議員から同様のご質問を受け、ご答弁させていただいているところですが、町としましても高齢者等の交通移動手段のことは避けて通れない課題として捉えてございます。また、町民の皆さんが安心して生活できる有効な施策を考える必要性は充分に感じており、現在その方策を探っているところでございます。また、近隣では、秩父別町においては高齢者タクシー助成事業を行っており、沼田町におきましても

高齢者等を対象とした乗合タクシーの運行開始と、さまざまな施策が行われてございます。これらの施策を参考に、本町におけるタクシー利用助成事業の素案を作成しているところでございますが、なかなか本町にはなじまない部分も多くありまして、他地域の情報も今改めて収集しているところでございますし、また商工会のほうで実施してございます買い物おもてなし事業とのバランスもございますので、そこら辺をはかりながら改めて素案づくりに当たっているところでございますので、現時点で内容をご説明できる段階にはございませんので、ご理解のほどをお願いいたします。

2つ目の温泉ペペルへのバスが廃止され、利用されていた方から、冬期を迎えるに当たり復活してほしいとの声が、ペペルの車などを活用しての復活について考えを伺いますとのご質問でございます。こちらにつきましても6月に同様のご質問を受けて、ご答弁させていただいているところですが、町営バス市街地線の廃止後、確かに不便に感じているという話はペペルのフロントのほうにも数件届いてございます。ですが、ペペルバスですとかハイエースを活用した代替運行につきましても、それらの車両の利用状況ですとか人員の確保等、いろいろと難しい問題がございますので、実施については困難であるというふうに現時点では考えてございます。先ほど申し上げました高齢者等の交通移動手段としてのタクシー利用助成事業とあわせた形で今後検討していきたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、利用者の実態に即した本町におけるタクシー利用助成事業実施に向けまして、対象者も高齢者のみならず、例えば体の不自由な方ですとか、妊娠中の方ですとか、また先ほど申し上げましたようにペペルに入浴する利用者ですとか、利用範囲を広げ、例えばそのほか町外の医療機関への利用、そこら辺も可能とするなど、さまざまな角度から今後検討を行い、できれば新年度からの実施、予算化に向けて今その作業に当たっているところでございますので、その事業の素案が完成した時点で議会のほうへは改めてご説明させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から障がい者雇用について答弁いたします。

障がい者雇用におきます障がい者雇用制度は、障害者雇用促進法に基づき、企業や公的機関に一定割合の障がい者雇用を義務づける制度で、1976年に身体障がい者を対象に法的義務となり、その後幾度の改正の中で知的、精神の各障がい者へ段階的に拡大、拡充されているものでございます。

初めに、議員からご質問のとおり、障がい者雇用ガイドラインについてでございますが、一部報道機関におかれまして使用されておりますが、厚生労働省が作成したものではございません。この言葉自体は、法的には実在するものではございません。用語の上で関係するものとするれば、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」というものがございます。障がい者の適正な把握、確認を行うために作成したものでございます。

あくまでもこれは障害者雇用促進法に基づいて出されている概要、要綱を言われていると思われま

す。次に、役場への雇用状況でございます。これにつきましては、現在ございません。各報道機関等でいろいろ調査等ありました。その中におきましては、その年度関係で出ているものがございます。したがって、本年度の雇用率は零%でございます。

次に、法定雇用率を達成していくのかということでございます。これにつきましては、本町としてもこれまで多々求人をしてございます。しかし、応募がございません。公共職業安定所からも指摘はございますが、数字だけということでは、やはり近年報道機関によります水増し等はいろいろあると思えます。それは、あと勘違い等もあるかもしれません。しかし、今後におきまして、本町におきましても職種等による募集によりまして達成ができればということをおっしゃってございます。

このことを申し上げさせていただきます。答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 佐田議員4番目のLGBT、性的少数者についてお答えをさせていただきます。

LGBTという言葉は、最近耳にすることが多くなっておりませんが、まだ説明がされておきませんので、簡単に。Lはレズビアン、女性同士の同性愛者ということでございます。Gはゲイ、男性同士。Bはバイセクシャル、どちらもできるということです。トランスジェンダー、最後は自分の生まれてきた体と心の性の食い違いが存在するというところで新聞報道で伺っております。この多様な性と生き方についての考えでございますが、これは当然完全に個人の自由でございます。このことによって何か言われるという筋合いのものだとは思っておりません。

2番目、これへの理解と周知について道内各地の取り組みとその状況と町の考えとございますけれども、道内においては私調べたところ2カ所、男女雇用機会均等法の中で性的少数者に関して文言が述べられているところが2カ所ございました。どこかということに関しては、今子細は持っておりません。それから、札幌市におきましてはもう少し進んだ形で、パートナーシップ制度というものをつくり、認証制度を発効しているようでございます。私の町といたしましても、この問題に関しましては健康福祉課の関知するところでございます。人権担当部門としてこの項目を扱うつもりでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 私からはLGBTに係る教育現場における対応についてご答弁させていただきます。

3番目の文科省の指導内容と町内における教師と生徒の対応というご質問でございますけれども、基本といたしまして文部科学省は平成22年に児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についてとして通達がありまして、この中で性同一性障がいに係る児童

生徒にはその心情に充分配慮した対応について明記されてございます。議員質問でご指摘の文部科学省の指導は、27年通達、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」かと思われませんが、この内容といたしましては、22年通達をもとに各地で取り組まれたさまざまな配慮の実例を検証し、性同一性障がいに係る児童生徒について特有の支援を行うよう改めて通達があったものです。内容といたしましては、まず教職員の理解の促進、また個別の事案に応じ、児童生徒の心情に配慮した対応をすること、また学校においてはサポートチームをつくる等、支援の強化を求めています。さらに、本人や保護者の同意があれば、医療機関との連携を図るよう強く指導されています。また、卒業後におきましても、卒業証明等で本人に不利益とはならない配慮が求められています。さらに、平成28年には教職員に対する対応マニュアルというものが作成されてきて、QアンドA方式の具体的な取り組み、指導の強化を図っているところであります。

教師と児童生徒の対応ということですが、これは実に非常にデリケートな事案であることから、LGBTに限定しての相談という対応はとってはおりません。児童生徒それぞれ友達関係ですとか、学力、学校生活あるいはいじめ等、それぞれ悩みがございますけれども、そういった悩み事相談という形で個人、周囲に配慮しつつ取り組んでいるところであります。

また、学校校則のあり方のご質問ですけれども、本町では具体的にLGBTについて相談してきた児童生徒は存在していませんが、仮に存在していたとしても、他の児童生徒への配慮との均衡をとる意味で、LGBTに配慮した校則に変更する考えはございません。ただし、仮にそういう児童生徒が発生した場合には、服装や髪型、あるいは更衣室やトイレの使用、体育の授業、部活動、修学旅行の部屋割り、こういった学校生活面で本人に寄り添った配慮をとることとなると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 冬期間の除雪体制については、昨年と余り変わらないというご答弁で、今年の雪がどうなるかというのが一番問題だと思うのですが、ぜひ万全な体制をとっていただきたい。昨年も全然除雪が回らなくて、車が移動できないと、通勤もできなかったという声が寄せられました。今年はそういうことのないようにぜひやっていただきたいなど。

それで、質問したいのですが、西1丁目のあそこのみどり町内の前までやるのですよね、小林さんのところぐらいかな、あの道路入っていく。あれをなぜ真っすぐ排雪、金銭的なことなのか、大変排雪が困難なのかという点で、そういう疑問が率直にあるのです。あそこにお住まいというか、利用されている方から。ぜひその点質問したいと思います。

それとあと、私道への除雪助成、昨日も私ある私道に住んでいる方のご自宅に伺って、いろんなお話聞いてきました。そこも高齢化で、ひとり暮らしだとか、国民年金で生活し

ていて、冬期の除雪、そこを利用されている方で割って負担しているみたいですが、大変だという声寄せられました。行革で、これも必要性があって平成4年から7年まで、さっきの答弁ではあったと、それを行革で削ったということなのだけれども、行革もいいのだけれども、町民に密着する、生活に密着するところは配慮して、一人一人の町民に、住んでいる方々に光を当てていくことが必要でないかと思うので、第5次の行革議論になると思うのですが、来年度の予算の中でこれを復活するような話をされるかどうか、この点での質問をお願いしたい。

あと、企画振興課長から答弁いただいた町内の移動の問題です。率直に言って物すごく切実な声があるのです。寄せられるのです。どこと言わないのですが、旦那さんが免許持っていて高齢で戻したと。認知症も一定かかっている。奥さんがタクシーで買い物なのです。300円助成あります。その他、深川市立病院も通わなければならないと。それで、本当に苦勞なさっている声を私聞かされました。そういう声が結構あるのです。来年度の予算からということも、それはぜひニーズに合った提案をしていただきたいと思うのですが、そういう声があるということ。これから冬場に入ります。これどうにかできないでしょうか。この間もある人から言われました。診療所は自宅の前まで迎えに来てくれると。僕は、それは悪いことではないと思うのだけれども、そのついでに買い物するのにも寄ってくれたり、用事足すところにも乗せていってくれと言われたのです。それはいいことだねと言ったのです。診療所だけではない。それと、今ふれあいサロン、NPOで100円で、あそこを利用されて運動される方は農村から出ても100円で来れるというお話しされました。どうしてそういう格差があるのだろう。私たち移動するといったら何もないですよと僕言われたのです。ですから、来年の予算で、これはお金伴うことだからあれですが、ぜひそういうことも含めて、今冬期に向けて何らかの手を打てないか、この点でお考えを聞かせていただきたい。

それと、温泉ペペルです。これも切実です。西4町内の町営住宅お風呂ないのですよ、今お住まいになっている方。今建てて、年内に移動できるのか、来春になるのかわからないのですが、年明けになるかわからない。4棟です。それはどういう順番でいくのか、ちょっとあれなのですけれども、またあそこには再来年に4棟できるので、残るのです。そして、まだお風呂ない。公衆衛生上、そういうことも含めて一時ペペルでお風呂ない方は安く入っていただいたりなんかしたという経過があるとお聞きしました。それで、冬場だけでもいいですから、どういう方法か検討して、ペペルの車、大型バスとは言いません。あそこ10人乗りあると思うので、活用してできないものかという点でお考えを聞かせていただきたい。

この間北竜と幌加内へ行ってきました。北竜は、3時半ぐらいから碧水と和市街へ迎えに行っているそうです、温泉の車。それから、幌加内、政和温泉ってかなり奥なのです。ここを9時半に出て、かなりの箇所通って、ここは週2回です。北竜は週3回。温泉の所有の車で送り迎えしているのですよってお話しされました、担当者が。僕は、温泉ペペル

は本当にいい温泉で、町民の宝だと思うのです。ぜひ検討していただきたいと、この点で強く質問したいと思います。

あと、障がい者雇用の問題です。総務課長はガイドラインは云々ってお話しされたのですけれども、ちょっと認識違うのではないですか。私の資料では、厚生労働省が明確にガイドラインを出しているのです、この問題で。これは道新にも出ました。これに基づいて全部精査しているのですと。もう一度それ、僕のほうの間違っているのかわからないけれども、私は道新のそれを参考にして、道にも問い合わせました。だから、これに基づいて全部今やられているのですよ、精査が。

きょうも私障がいを持っている方と親とお話ししました。そして、雨竜の養護学校の先生も知り合いいるので、障がい者が働ける場ってないのです。そういうことも含めて、雇用の場をひとしく保障しようというのが障害者雇用促進法なのです。この根本なのです。障がいであろうと何であろうと、みんな平等、国民として。その観点から見て、それが全部改ざんされ、先ほどの妹背牛町の状況では、この間副町長と話したら、かつては1人障害者手帳持っている方がいたという話だったのです。お名前は言わないけれども。今はゼロということなので、この間北空知新聞、私読ませていただいて、お話も聞かせていただいたら、妹背牛は検討したいとお話しされた。誰が対応したのか、ちょっとお名前聞かなかったのですけれども。雇用率を上げるためにそういう認識でいいのかどうかを質問したい。そういう努力をされていくのか。雇用枠は、ハローワークからも指導あるかわからない。ハローワークではないのですよ。独自にその企業で募集かけたり、私JRのほうのも全部調べました。JRも独自に募集しています。こういう考えがあるのかどうかを質問します。

あと、性的少数者の問題、滝川市に議員で当事者がいるのです。この方が質問して、今学校の先生方、特に女教師の方のところに呼ばれて、その問題をレクチャーしたり、この間も大阪で全国の会議あって参加してきたと、私もお話聞きました。それで、滝川市はLGBTのあれを広報で市民に全部周知したのです。先ほど町長が道内2カ所とか、全国的には世田谷だとか渋谷だとか、かなりのところできちっと行政が対応するという、同性婚であろうと。そういう方向に今きています。

それで、さっき教育課長の答弁で、この間僕がある先生とお話ししたら、結果的に体育着、その方は女性なのだけれども、女性のを着たくない、男性のを着たいというような話もされたのだよとかというお話。これは妹背牛にはないかもわからないのですが、当然文部科学省としてそういう周知は、具体的なお話は来ているのかわからないのですが、問題は現場の教師たちがLGBTの状況というか、そういうのを本当に理解されているのかどうかという点で、今道庁も各自治体でもそういうのをレクチャーというか、勉強会やったりなさっているところが出てきているみたいですが。この点を聞きたいのと、役場庁舎で、これは町長に聞きたいのですが、パワーハラスメントだけではなくて、そういうことも含めて正確に理解し合う。中央省庁では何かそういう取り組みをなさっているみたいですが、ぜひ始めてはと思います。

以上で2回目の質問を終わります。再々質問を保留して2回目を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから町道西1丁目線歩道除雪、なぜできないのかという質問に対してご答弁申し上げます。

先ほどお話ししました毎朝歩道除雪している路線、保健センター前からみどり町内の北6条線のところまでは毎朝歩道除雪をしているのですけれども、その区間というのはまずここは役場がありまして、役場周りやりまして、小型ロータリーが歩道に乗って除雪しても雪を処理できる。ここであれば役場、町有地がありますので、そこで雪を堆積するスペースがあるので、あけていけると。西1丁目に入りまして北6条までというのは、カーブ曲がりまして、右手側の西側の歩道をあけているのですけれども、そこに関しましては隣接地、森さんの農地になるのですけれども、その間にトラフの入ったオープン排水路がある。その排水路についても町道敷地ということで、その部分については雪の堆積スペースがあるという理由から北6条線までは何とか歩道のスペースは毎朝確保している。あと、役場の交差点に関しても四隅は歩道スペースを確保しております。

それに対しまして、みどり町内、北6条から南に向かって行きますと隣は、道路敷地の境界はすぐ民地であります。当然歩道をあけるとなると小型ロータリーが歩道に上がっての除雪作業になりますので、ロータリーで巻き込んだ雪を民地側に吐き出すというわけにいかないですし、かといって車道側に出すわけにもいきません。車道側に出すとすぐ車道が狭くなって、今度自動車の通行ができなくなってしまいます。そういった理由から、北6条から南に向かっての毎朝の歩道の確保というのは困難だということでございます。それに関しては、全面排雪のときに歩道スペースも排雪しますので、それで対応していきたいということでご理解いただければと思います。

続きまして、私道除雪についてでありますけれども、私道除雪についても先ほどお話ししましたけれども、過去平成4年から平成17年まで助成はしておりました。その中で、第2次行政改革の中で議論を重ね、町財政全体を見渡した中で、私道除雪のほかにも7事業ほどが当時廃止という形になっております。今後第5次行政改革も控えておりますし、次期まちづくり計画も控えております。廃止してから年数も経過しておりますことと、こういった町民の声もあるということも勘案しまして、その中で議論していきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） ただいまの担当課の西田課長からの答弁につけ加えまして、私からもこのことに関して答弁をさせていただきます。

技術的に難しい場所ということで今お話がありました。ここに関しましては、年3回普通やっている排雪に対して1回多く排雪をしているということで対応させておりましたが、今年の冬の降雪ぐあいを見ながら、新しいドーザーも入りますし、少し除雪の値段が下がる可能性もございます。そこも含めまして、その排雪の回数を見直して、ここを歩道と

して確保できやすいように少しでも努力していきたいというふうにご答弁させていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 2問目の答弁、町長。

○町長（田中一典君） 次の町内全域での移動交通手段及びペペル温泉に対する利用の方向でご質問がございました。

担当課からお話がありましたように、今全面的に来年度の予算に向けて準備をしているところでございます。大きく言いますと、可能性としてはタクシーを利用した助成になるのかなというふうには中では相談しておりますが、町民全体に対してまだ問いかけるというまでの精度にまで仕上がっておりません。ですから、議員の方々に対して示すときが町民に示すときと同じ時期になると思っております。

それから、冬の今冬期の厳しさがどれぐらいのものになるか、ちょっとまだ想像はされませんが、冬期に関して速やかに何か緊急の手段をとってこないかというお話もございました。でも、これに関しては、一応ペペル温泉のほうにもう一度状況を確認し、その対応が例えば今冬期だけでもまずできるのかどうかということ一度確認をさせていただきますということで答弁をさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 障がい者雇用につきましての再質問についてご答弁させていただきます。

初めに、障がい者雇用ガイドライン、これにつきましては議員からご指摘で、私どもの認識不足という感じでおっしゃられたようでございます。ただ、これにつきましては私どもも、もちろんハローワークは実際的には労働省も厚労省の直結団体です。したがって、そこの部分からも確認させていただいてございます。また、道のほうにも確認させていただいてございます。また、それぞれのものから探しまして、障がい者雇用ガイドラインというのを言葉から制度から探しました。ありませんでした、これにつきましては。ただ、あくまでも先ほど答弁させていただいたとおり、障がい者雇用におきます施策策定、要綱、各関係をガイドラインとして示していると思われま。これにつきましては、この関係ありまして私も実は深川へ行きまして、8月23日の毎日新聞、これにつきましては障がい者雇用ガイドラインという言葉を探してきました。ただ、ここにはあくまでも厚労省がガイドラインを作成したという言葉尻でやっています。したがって、あくまでも今回の障がい者雇用ガイドラインという、そういう名目でなく、それに伴った要綱、また施策、やり方、全てが載ったものを一まとめとしてガイドラインといううたい方されていると思われま。ので、答弁とさせていただきます。

また、本町におきます雇用関係につきましては、我々のほうとしましても障がい者だけという限定での雇用、そういうことはもちろんないです。それは、もちろん議員もご理解されていると思われま。ただ、我々としましてもあくまでも窓口としては広げております。

したがいまして、誰彼ということではなく、皆さんに来ていただきたいということの中で、もちろん広報、町内回覧含めた中で求人等を行っているということは実際的には行ってございます。ただ、北空知新聞等々におきまして、職員が今後検討するという、そういうお話でございましたが、それにつきましてはちょっと私のほうも確認はしてございません。ただ、町としましても、求人の方は求人する以上はどんな方でもということ、いかなる方でもということの中で広げているということは事実でございます。ご理解していただければと思いますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 4番目のLGBTについて答弁をさせていただきます。

先ほど広報、周知の例がある先進の事例のお話を聞かせていただきました。私の町でも健康福祉課のほうで鋭意勉強させていただき、このことに関して進められる形をとっていきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） LGBTの学校に対する対応で再質問にご答弁いたします。

教育委員会といたしましても、国、道等の通達をもとに取り組みの徹底というものを指導する立場でございます。先ほどの議員の質問の中で体操着を着るのが嫌だという生徒がいるというお話でしたが、確認ですが、本町の児童生徒ではないということによろしいですね。私どもでも確認していますが、本町の児童生徒にはそのような悩みを持っている子供はいないという報告は受けてございます。

ご質問の中で先生が理解しているのかとのことですけれども、当然これは先生方はそれぞれ個々に理解しておりまして、例えば学習指導要領におきましても保健体育において成長期の心と体のバランスに配慮した指導項目というのがございますけれども、心と体のバランスに加え、性の領域まで踏み込んだ内容の記述はないということで、この辺をどういうふうに児童生徒に伝えようかというのは学校側でも非常に苦慮している状況にあるという報告を受けてございます。

いずれにしましても、本当にデリケートな問題でもありまして、児童生徒が積極的に自分がそうなのですという相談しやすい環境にあるかどうかといいますと、そういった部分ではそういう風潮には至っていないと捉えております。教員がいかにそうした本人の悩みに気づけるかというのが重要です。町といたしましても、先ほど工藤議員の質問の中でもちょっと触れましたけれども、教育委員会、保健師、学校と連携したケース会議というもので機能してございまして、仮にそういうことに悩む児童生徒が発生した場合、そうしたケース会議等が効率的に機能できるというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、再答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 何点か前向きな答弁いただいたので、誠意を持ってそれは実現していただきたいと。この間検討する、検討すると、全然前に進んでいない事案も、きょうは質問いたしません、あります。

2点にわたって再々質問したいと思います。障がい者の雇用の問題で、2.5%という雇用の比率があると思うのです。これは、単に一般的に募集だけではこれは実現しないのです。この点どういうふうに担当として考えているか。町長でもいいですし、お考えを聞かせていただきたい。

それと、企画政策課長が答弁された交通手段の問題です。恒例で2月に町政懇談会、今の流れからいくと設定されると思います。大体この段階ではもう予算が決まって、やることが決まっていて提案というか、それだけはないようにしていただきたい。その前に、きちんと町民のニーズに合ったものにしていただきたい。そういう点で質問いたしたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 交通の手段ですね。議会に出す前に、例えば広報に出すとか、パブリックコメントというか、町民から得たほうがいいのではないかとご指摘ですね。

（「町民のニーズを反映したほうがいいのではないか」の声あり）

○町長（田中一典君） 実態に沿ったものになるように。

（「町政懇談会にどんと提案して、それで終わるということだけではないようにしてほしい。その考えを聞かせてほしい」の声あり）

（「議事進行。勝手なやりとりしないで、ちゃんと手挙げて。2回目なのか、3回目なのか、きちっとしたほうがいいと思います」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（田中一典君） それに対しては、担当課と一緒に鋭意検討させていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから障がい者雇用の雇用率についてご答弁さしあげます。

障害者雇用促進法での2.5%、2.2%から今年の4月からですか、2.5%にはね上がったと。それで、先ほど総務課長が再三答弁しております。うちの役場、妹背牛町の役場としては決して障がい者に対する門戸は閉じていないということで、まずこれはご理解いただきたいということ、過去も。それと、先ほどたまたま私が過去におられたというのは、これは間違いなく、1名ではなくて数名の方がおられた時期もございました。それと、2.5%、障害者雇用促進法での努力義務でなくて義務ということで私どもも認識してございますので、札幌市ですとか大きなところへいけば特別枠で障がい者2名、3名という雇用の募集もございますけれども、決してうちはそのような環境に今はないというこ

とでまずご理解をいただきたいと思います。

それと、ご承知のとおり昨年からアグリーンが開設してございます。その中で、今あそこでは3名の方でしたか、雇用をしてございます。そして、雨竜高等養護学校も今年アグリーンのほうに視察に入られたというようなことで、役場の雇用とはちょっとずれますけれども、そのような中でも本町は障がい者の雇用を今後とも措置してまいりたいと考えておりますので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は25分ということをお願いします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時25分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君）（登壇） 質問の前に、6日に発生いたしました胆振東部地震により犠牲となられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早く復興、復旧されますことをお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回の地震もそうですが、災害はいつやってくるかわかりません。災害のおそれがあるとき、また災害が発止したときの情報は、迅速に行うことが重要と言われております。水害については、近年西日本豪雨をはじめ、一度に降る降水量かふえている傾向であり、各地で甚大な被害に見舞われています。当町においても石狩川、雨竜川、大鳳川が通っており、豪雨による堤防決壊のおそれが非常に高い地域であります。7月2日からの大雨により、3日には石狩川、雨竜川の水位が氾濫危険水域に達するおそれがあるため妹背牛町にも避難勧告が発令されましたが、災害に関する伝達についてお伺いをいたします。

1つ目に、住民に対する情報伝達手段についてはさまざまな方法がありますが、農業ファックスでの伝達において一部の世帯に届いていないと指摘されました。何が原因で届いていないのか。点検されたのか。お聞きをいたします。

2つ目に、伝達方法として確実、迅速に情報が提供できるLアラート等の活用の考えはあるのか伺います。

3つ目に、避難勧告が発令されたが、解除の連絡はどのような方法で妹背牛町は行われたかお伺いをいたしたいと思います。

次に、遊水公園うらの整備についてであります。管内では数少ない水遊びができる

公園であり、今年も多くの親子連れが楽しく遊んでいるのを目にしております。利用する時期は限られておりますが、現状では設備が不十分と感じております。ウオータースライダーの北側の場所はほとんど利用されておらず、キャンプ場や遊具、器具、あるいは脱衣室など施設の拡充を図り、町民の利用や交流人口の増加につなげるべきと思うが、どのように考えているのかお伺いいたします。

また、利用されている子育て世代の方から、公園利用者にソフトクリーム割引券、ペペル温泉入浴割引券を配布し、ペペル温泉に来ていただく方策を考えていただきたいのですが、振興公社であります町長の見解をお伺いします。

以上、質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から災害対策に関する情報伝達について答弁いたします。

初めに、農家全戸ファックスでの伝達が一部世帯に届いていないとのことです。これにつきましては、現在使用してございます農家ファックスはJ A北いぶきに登録されている家庭に届くようになってございます。しかし、非農家になった時点で登録が解除されていること、また農業を行わず農家地区に居住されている方の登録名簿がなかったことが原因となっております。全ての家庭にファックスが届いていないことは、大変申しわけなかったと思います。また、本件につきましては、現在J A北いぶきに協力をいただきまして登録名簿を作成中でございます。今後の事態発生時には全ての家庭に情報が伝えられるよう、早急に作業している次第でございます。なお、先般の地震の際につきましては、非農家等におきましてもこちらで検索しまして、その家庭にもファックスのほうを送付させていただいております。また、改めまして農家等にも放送によります、広報車等によります周知等によりまして全戸に周知をさせていただいているところでございます。

次に、Lアラートの活用でございますが、Lアラートは役場に設置しております防災システムにより、テレビ及びインターネットに情報が画面上に出される手法でございます。今回の本町の周知方法としましては、Lアラートも使用してございます。個別情報としましては、全ての携帯電話に向けてエリアメールを発信しております。ただ、発信しておりますが、携帯電話の機種、電波状態で着信の有無ということがございます。実際に職員間におきましても携帯電話の機種等によりまして近隣自治体の発令のメールが届かなかったという事実がございます。また、発令がなくても、解除のときだけ届いたという事例もございます。他の人には届いていることもあって、一つの事例として紹介をさせていただきたいと思います。このことに関しましても、本町におきましても各機器等を利用した中で伝達ということをさせていただいていることをご報告申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、解除の連絡でございます。これにつきましては、解除の連絡につきましては発令と同様、農家地区におきましては農家全戸ファックスにて7月4日の午前1時10分に送信させていただいております。通知の行き違い等が生じているということでご連絡をい

ただいております。送信結果につきましては、随時こちらのほうも確認させていただきまして、発令のときと同様に届いているという確認をしております。この確認によりまして、担当としましても若干安心していただいております。届いていない方には大変申しわけないことをしたということで、お詫びさせていただきたいと思っております。

今回の災害も含めまして、情報伝達につきましては町民の全ての方に伝達できるよう、現在どのような連絡方法をしたらよいか、専門業者に委託しております。先ほど副町長から鈴木議員への答弁にもありまして、平成32年度までに施設、備品の設置工事等を完了するように進めてまいります。

このことを申し上げさせていただきまして答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは議員ご質問の遊水公園うらの整備についてご答弁申し上げます。

まず、ウォータースライダーの北側を整備してキャンプ場や遊具、施設拡充を図るべきと思うが、どのように考えているか伺うとのご質問でございますが、遊水公園うらの西側は、西側の南側から申し上げますと、遊具広場、モニュメント広場、果樹の森、散策の森、バーベキュー広場というふうにエリア分けされてございまして、さまざまな世代が楽しむことができるような構造となっております。仮にそこにキャンプ場をつくるとなりますと、現在ご利用いただいております利用者との共存が難しくなりますし、場内への車両の進入等の制限などの問題も生じてきます。また、地面も全体的に起伏が多いため、平坦にするための工事が必要となってきます。当然公園の利用及び管理体制を大幅に変更する必要がありますし、公園全体の運営方針ですとか管理体制、維持管理費を勘案しますと、現在のところキャンプ場をつくるというのは厳しいものと考えてございます。

また、遊具につきましては、特に木製のものですが、経年劣化により取りかえの時期が近づいているものも数多くございます。それに多額の経費を要する見込みがございますため、今後第9次の総合振興計画策定の中で遊具の改修、撤去、さらには新たなものの設置についても検討いたしたいと思っておりますし、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、脱衣場等につきましてもこの中で検討しまして、計画的に実施していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、公園利用者に対するソフトクリームの割引券やペペルの入浴割引券などの配布についてということでございますが、ウォータースライダーなどでにぎわっている時期に少しでも公園利用者がペペルへ足を運んでいただくための方策としてとてもいいアイデアだというふうに個人的にも思いました。ですが、ペペルの支配人に確認しましたところ、例えばソフトクリームでいいますと原価率が非常に高く、仮に20円、30円ぐらいの割引をするとすると原価割れをしてしまうということで、実はそういったようなことがわかりまして、実際割引券の配布というのは厳しいというふうに考えてございます。

また、ペペルの入浴の割引につきましては、例えば公園のように不特定多数の方がご利用

用されるところでの配布となりますと、その割引券が公園を利用しない人へ渡ってしまう可能性もございますし、ペペルのほうに確認しますと、過去にはそういった形で配布したものが受付等に持ってこられて、ちょっと受付のほうで混乱したというようなことも過去にはあったそうです。そこら辺入浴に関する割引は確かに必要であるというふうにも考えてございますし、何かいい方法を考えなくてはならないというふうには考えてございます。せつかくの交流人口を取り込めるチャンスであることには間違いございませんので、ペペルの入浴に関しましては、公園利用者に例えば小学生未満は無料ですとか、あと土曜、日曜日は小学生は無料ですとか、そういった形を特に家族連れに対してPRするなど、今後さまざまなPR方法を検討する必要があるというふうにも考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 情報伝達の関係でございますが、何かしら災害が発生し得るときに、農業情報システム、いわゆるファックスですね、それが機能しないということは、私もそうですけれども、ある程度楽観視しているのではないかと。行政自体がもう少し、我々もそうですけれども、ある程度ちゃんとしたシステムを確立した中でやっていかないと本当に大変なことになるのかなと、私はそう思っておるところでございます。こういったことは、うちの9区の町内会のほうから私のほうにそういった苦情が出てきております。

妹背牛町には防災無線がありませんので、おのずと広報車、あるいは農業ファックスですか、そういうもので情報を伝達しないと行き届かないといったことでございますし、情報伝達については1つ、2つではだめなのです。こういう伝達というのは多様性がないといかぬ。テレビ、メディア、広報車、消防、警察、いろんな媒体を通して町民に伝達する方法、これが一番いいシステムの方式だと私は考えております。そういったことでは、最近本当に災害、地震も含めてかなり多い。異常気象の結果の中でこういうふうになっていくのかなという情報もございますけれども、これは本当にこれだけ多く立て続けに来ますと、妹背牛町もある程度立派な堤防はありますけれども、いつ氾濫するかわからないといったことで、自分自身もそういったことで戒めてはおるところでございます。こういった面は、早くに点検、整備して、スムーズに流れる体制をつくっていただきたいなというふうに思っています。

そういったことで、先ほど防災無線にかわる、行政で何か考えているといったことでございます。再来年までに何とか施設を完備したいということでございますが、どういった方向なのか。そしてまた、予算程度はどのぐらいなのか。知り得る限りでご報告をお願いを申し上げたいと思います。

それから、解除の関係ですが、これも解除いつしたのだろうね、うちには来ていないのだけれどもと。こういった面は、解除の時間ですか、そういったものに合わせてすぐ発信しなければ、やはり町民の不安は消えないと思うのです。発令も大事ですけれども、解除

もそういった面でちゃんとした連絡方法を確立するといったことで行っていただきたいと思います。その辺の伝達方法、どういった方法、何種類でやるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますし、また水害に対する避難勧告、その基準ですか、そういったものは私はある程度わかっております。しかしながら、解除についての基準ですか、石狩川、雨竜川、水位が6.2メートルとか、いろいろあるわけです。そういったことは、どのぐらいまで下がったら解除になるのか、あるいは氾濫の危険性がないようなところを目視してそういった解除を出すという話を聞いておりますけれども、具体的な解除のシステムをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

それから、うらら公園の関係でございますが、子供さんたち非常に来て、芋洗い方式でいるところも何回も日曜日見ております。そういったことを考えると、あの北側の今課長言われたようにモニュメントとか、散策の森ですか、私は誰も歩いているのを見たこともありませんし、そういったモニュメントに行った人も余り見たことないのです。そうであれば、あそこは一大的に整備をして、秩父別さんあたりはキャンプ場、60張り以上張ってあるのですけれども、そういった部分では水遊びしながらキャンプ、あるいは遊具の拡充で交流人口を図る、あるいは町民の若い人たちに来て遊んでいただく。僕は、そういったことは本当にこれから伸びる状況だなというふうに思っています。

また、余談ですけれども、今海水浴減っているようです。というのは、全国的に見て海水浴は危ない、怖い人がいる、砂がついて体がべとべとするとといったことで、行かない家庭が多いそうであります。そういった報道がテレビで報道されておりました。淡水での水遊びは、増加すると私も予想しております。今のうちにうらら公園の北側、あずまやを中心とした整備をして、拡充して、ぜひ何かしらの善処、中途半端な施設が多いような気がしますので、そんな大型施設をあそこに持ってくるような構想もないと思いますけれども、これからのまちづくりの中で計画を入れて整備をするといったことも考えていかなければいけない時期なのかと思いますので、その点も町長さんはどのように考えているかお聞きをしたいなというふうに思っております。

それから、割引券の関係ですが、原価割れしてできないといったことですが、僕もそうは思うのですが、損して徳をとれと。ペペルに来てもらって食事してもらったり、あるいは売店で何か買っていただく、そういったものである程度ペイするのかなと思うのです。これは、皆さん汗をかいて水遊びして、暑い日ですから、ソフトクリームが食べたい。お風呂に入ってさっぱりして帰りたい。これは皆さん同じ考えだと思います。そういったことで、できることからやる。20円の話にしても、期間短いですから、トータル的にどういうふうになるか計算したらわかると思います。そんなことも考えながら、費用対効果も大事です。でも、こんな小さい費用対効果なんていうのは余り考えないでいいかなというふうに思っております。改めて町長さんの見解を聞かせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 渡会議員の再質問につきましてご答弁させていただきます。

初めに、最初のファックスの関係でございます。こちらのほうとしましても、北いぶきの一斉ファックス、同報ということで操作してございます。その結果、夜間におきましても未発信、未応答ということの結果はほぼ出ていなかったということで、こちらのほうは対応させていただいてございました。ただ、やはり行き違いというのもありますので、こちらとしましては改めてこちらのほうも念入りに送信等をさせていただいていこうと思っております。ただ、この発信したのが午前1時10分だったので、本来であればエリアメールで出そうというお話もしていたのですが、夜中、深夜ということでありましたら、その時点で携帯電話一斉に鳴り出しますと誤解生じるというのもありました。それによりまして、エリアメールのほうは出さずに、ファックスのみということで今回対応させていただいたということを報告させていただきます。

それと、平成32年度までに行う今回の防災システム、これにつきましては現在4方向に向けたラップといえますか、よく防災無線各地域で設置しています4方向に向けたものがよいのか、それだったらどのくらいまで届くのかという調査も今回行おうと思っております。それと含めた中で、各端末を家に置いた場合、例えば滝川市におきましては、滝川市のFMのラジオがこういう災害無線となりますと一斉に自動スイッチが入るという形でやってございます。ただ、そういう形は、妹背牛にはたまたまFMの基地局がございませんので、できませんが、ただそういうやり方も一つの手法ということを考えてございます。いかなる手法によって全世帯に届けるかということは今検討している最中で、できれば平成31年度の後半からは工事に取りかかれればという思いもしております。ただ、総額予算につきましてはまだ見積もってはございません。ただ、大ざっぱには数億の費用がかかるということまでしか今のところつかんでございません。ですから、まだはっきりとしたことまでは、申しわけございませんが、この場はお答えのほうは控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 私のほうから渡会議員の避難解除の指示等々でご答弁させていただきます。

きょう現在、恐らく今雨竜川は29.2メートル、これが通常の水位です。それで、7月の3日、幌加内、多度志のほうが急激に100ミリ以上の雨が降ったものですから、朝の7時、8時時点では1時間に60センチ、70センチと急激にふえてきました。そんな中で、雨竜川の氾濫危険水位、これが34.2メートルです。レベルフォーと言われていいます。ファイブまであるのですけれども、ファイブは氾濫で、そこでもう指示、勧告ではなくて指示が出ます。それで、そんな状況でありまして、34.2メートル、レベルフォーを超えた中で国土交通省からエリアメールが入りまして、越水でなくて崩壊の危険ありという情報を受けました。その時点では35メートル19でございました。それをあわせまして、そしてまた石狩川の増水も、これは合流してきますから、それも総合的に勘案した

中で町長が判断、避難勧告を発令したということでございます。

それで、その解除が翌4日の1時10分、この判断に至ったのは、まずあのときうちの災害対策本部の中に国土交通省から2名職員、リエゾンという役職が2名来ておまして、逐一うちの本部会議の中に入ってくださいまして、その解除の確認もした経緯がございます。それで、当然先ほど言いました氾濫危険水位34.2メートル、これを割ってくればいいなと思うのですけれども、上流がまだ雨が降っている状況、下がってきても上流で雨降ってればまたこうなりますので、その辺も勘案したり、あとうちは雨竜橋観測所ではかっているのですけれども、その手前は上流は北竜橋、そして沼田にもあります。そして、幌加内にあります。そちらの水位の上昇も見ながら、もう一つ、あわせて鷹泊ダムの放流、それと朱鞠内の放流、これも総合的に勘案した中で避難勧告の解除ということで、単純に先ほどの34.2メートル、安心はするのですけれども、うちらがつくれば、そういうものを全部総合した中で解除に至ったということでご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 渡会議員の遊水公園うらの整備についてご答弁をしたいと思います。

私も、確かにあそこがかつて遊水公園として華やかしころ、水が入って、その周りを散策するという話を聞いておりました。私も、就任して5月ごろですかね、あそこを散策いたしました。ここをどういうふうに再開できるのかなど。公園法というものもありまして、あそこを健康福祉課のほうでウォーキングの場所として道から認定を受けているという経緯もございます。それから、あるいはパークゴルフ場のグループのほうから、パークゴルフの4番目のコースとして開発したいということも議員時代に再三要望を受け付けておりました。それらを勘案しまして、私も歩いたのですが、まだ実際のところ、私の頭ですが、あそこの再開のイメージはちょっとつきませんし、これはやはり第9次のみちづくりの中で積極的にその問題も論議したいと本当に思っております。妹背牛は広いので、無駄な場所はできるだけ残したくないと。

それと、遊水公園は非常に人気ございまして、あそこのそばの遊具も足りないというか、やはり老朽化が激しく、それを整備していかなければいけないということも担当課の者と話し合っております。交流人口ということで、秩父別が華やかにキッズスペースをつくりまして、今非常に人気がございますけれども、私もあそこに行っております、ただこれは飽きるなど、飽きるとやっぱり回遊してくるなど。回遊してくる人口をうちの町にも利用しながら一緒に発展していける道があればいいなど。

ソフトクリーム、10円、20円の話ですけれども、先ほどお聞きしました。ペペルの米里の入り口がもしこっちにあったらよかったのにとか、前の話ですけれども、そんなことも含めましてこれは中のほうで議論させていただきたいと思います。子供が本当に喜んで淡水の遊び場に来てくれるということは重々わかっておりますし、これをどういうふう

に発展できるかということは9次のまちづくりの中で皆さんと論議していくテーマだと思っております。それを受けましてご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） よくわかりました。ぜひまちづくりの第9次の中に入れていただきたいなと思います。

1点、先ほど課長のほうからエリアメールの話、妹背牛町もやっていますと言っていました。エリアメールも深川市から私どもに結構来るのですね、多度志の地区の関係まで。でも、妹背牛の関係のエリアメールって来ないのです。あれというのはどういう、行政が道かどこかに出すのですか。どういう仕組みかちょっと私わからない。どうして妹背牛からのエリアメールの発信が来ないのだと言う町民の方いるのですけれども、私もわかりませんので、模範回答をよろしくお願いします。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 模範回答になるかはちょっとあれですけども、実はエリアメール自体は、もちろんどコモ、au、ソフトバンク、それぞれの電話会社のほうに登録といたしますか、もう登録はしています。緊急速報ということで入れるようになってございます。入る、入らないというのにつきましては、先ほど私答弁で言って、入らない職員もいましたというのは実は私なのです。深川市のエリアメール、それが、私スマートフォンではないのですけれども、スマートフォンでも入る、入らないというのはございます。それは、場所によって深川市のほうが先に入りやすい場所、また妹背牛のほうが入りやすい場所というのがございます。それは、どの機種、どの場所ということではなくて、一定の場所、今回も出させてもらっているのは妹背牛、深川地区ということで一斉に送信させていただいてございます。深川市におきましても、深川地区ということで、周辺ということで出していますので、深川市のほうから電波が届く範囲には届くという形になってございます。したがって、妹背牛から若干でも離れたりと、若干でも電波が悪いということになりますとエリアメールが入らないということもございます。また、改めまして、エリアメールの設定の中で拒否をされている場合というのはもちろん機種、個人によってはあります。それぞれの種類によって入る、入らないというのが生じているというのが実態でございます。

したがって、先日の地震におきましても入っている方、入っていない方、それぞれあると思います。それは、その機種、場所によってその受信の仕方は差があるということは1つ申し上げさせていただきたい。実際的には、私当日、この水害時につきましては旭川市のエリアメールも受信してございます。ほかの人間は、旭川市のエリアメールのほうは受信していない。そういう差はございますので、必ず100%という形にはなりません。こちらとしましても100%になれば一番いいのですけれども、100%になっていないのが実情ということで申し上げさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） まず、冒頭に申し上げたいと思います。北海道にとって未曾有の災害、胆振東部地震によりまして残念ながらお亡くなりになられた方、また被災された方に心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。ふるさと納税制度は、2008年に創設をされまして、現在ではすっかり定着した感がございます。2017年度のふるさと納税概要につきましては、道を含む道内自治体への寄附総額は前年比1.3倍の365億円で、全国的に見ますと北海道は5年連続で第1位となっております。北空知管内では、北竜町の3億8,000万円をトップに、本町につきましてはご案内のとおり1億3,856万円、前年比3,198万円の増となっております。普通交付税が減る中、不確定要素が非常に多いわけでありまして、貴重な財源となっております。一方では、高額な返礼品を呼び水に寄附を集めようとする自治体が相次ぎまして、自治体間の競争が激化、総務省は2017年、昨年です。4月、返礼品は寄附額の3割を上限とするという目安を設けまして、各自治体に通知する事態に至りました。

そこで、本町のふるさと納税につきましてお伺いをいたします。まず、1点目、今ほど申し上げましたとおり、昨年の返礼品の上限などについて総務省から通知があったと思いますが、その内容とその後指導、確認が行われたのかを伺います。

また、総務省は、9月1日時点、きょうの北海道新聞に載っておりましたけれども、9月1日時点での返礼品の状況を公表されておりました。それによりますと、返礼割合が3割を超えたのは全国の自治体の13.8%に当たります246市町村、このうち道内は42市町で、地場産品以外のものを扱った返礼品につきましては全国で190市町村、道内では7市町とされております。本町における返礼品の調達費は寄附額の何%なのかをお伺いをいたします。

2点目、総務省ふるさと納税ポータルサイトがございますふるさと納税3つの意義の一つに、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこととございます。本町では返礼品のほか、どのような方法で本町のアピール、またPRをされているのかをお伺いいたします。

3点目、今年度はどのくらいのふるさと納税額を見込んでおられるのか。また、本町の返礼品につきましては米がメインでございますけれども、米以外の返礼品としては何がご用意されているのか。また、その返礼品の評価と今後の返礼品についての考えを伺います。

4点目、寄附者が希望する寄附の用途につきましてはどのようになっているのかを伺います。また、どのような寄附金の使い方が寄附者の志に資すると考えておられるのかもあわせお尋ね申し上げます。

再質問を留保しまして1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問のふるさと納税を生かし切れているかについてご答弁申し上げます。

まず、1つ目の昨年返礼品の上限について総務省より通知があったが、その後指導、確認などが行われたかのご質問でございます。総務省からの直接の指導、確認はございませんが、空知総合振興局からのふるさと納税に関する調査、その内容についての確認はございました。実際返礼品に関する見直しにつきましては毎年度行っているところでございますが、もともとこの返礼率は明確ではなく、当初は3割程度とされており、その3割の算出方法も特に定められておらず、現在も明確なものは示されてございません。ですが、今ほど言いました振興局からの調査の関係で、本町としましてはあくまでも仕入れ価格を3割以内という認識で返礼品を検討してございます。現在は、返礼品につきましては全て3割を下回っているというふうに報告させていただいております。

2つ目のふるさと納税3つの意義の一つに、自治体が国民に取り組みをアピールすることとふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこととあるが、本町では返礼品のほか、どのような形でアピール、PRされているのかのご質問でございます。現在のPR方法は、町のホームページやふるさとチョイスによるPR、それから申し込み、管理委託を中心に各ウェブサイトを活用したPR、それからふるさと納税専門雑誌への掲載、観光雑誌やフリーペーパーへの広告掲載、それから大手ファミリーレストランの卓上PR誌への掲載、これらにより広くPRしているところでございます。現在は、ふるなびですとか、さとふる、楽天など多くのウェブサイトが専用ページを設けていますが、多くのウェブサイトを利用しますと事務が煩雑になり、費用も増大となるため、本町では必要最低限という形でふるさとチョイスのほうを利用してございます。現在の返礼品は90%が米でありまして、返礼品として使用できる米の量に限度があることから、PRにかかる費用も最小限で最大限の効果が得られるものを選定してございます。

前年にご寄附いただいた方へは毎年ダイレクトメール、文書を発送したり、インターネットメールを活用してPRしてございます。ちなみに、今年の寄附者数は6,400件を超えてございまして、返礼品の発送件数は1万4,000件を超えてございます。全ての返礼品に町のPR等のパンフレットを導入することができればよろしいのですが、実際のところはできていないのが現状でございます。今後は、効果的なPRグッズ等、PRができる素材の検討が必要というふうに考えてございます。

続きまして、3つ目の今年度どのくらいのふるさと納税額を見込んでいるのか、また本町の返礼品については米が主であるが、現在ほかの返礼品としては何が使われているのか、その評価と今後の返礼品についての考えを伺いますとのご質問でございますが、今年度どのくらいの納税額を見込んでいるかという部分でございますが、8月末現在で2,820件、金額でいきますと4,680万7,000円のご寄附をいただいております。昨年の同時期に比べますと約6割程度ふえているところでございます。ですが、今年度確保できる米の量等を勘案しますと、寄附額は恐らく、予測ですが、1億7,000万程度とい

うふうに考えているところでございます。

また、現在使用している返礼品の中でプレミアム北彩香、ななつぼし白米真空パック包装は返礼品の中で一番人気でございまして、全体の申し込みの7割を占めてございます。次に人気でございますのがゆめぴりかの白米と玄米、これが全体の2割を占めてございます。いずれも大変好評をいただいております、リピーターもふえているところでございます。寄附者からのコメントがふるさとチョイスのほうのサイトに載っておりますので、簡単に一部ご紹介させていただきますと、リピート3年目です。今年もおいしいお米を期待しています。それから、お米がおいしくて感動しました等々、本町としましてうれしいコメントがたくさん寄せられているところでございます。米のほかの返礼品としましては、大黒屋さんのお菓子セット、それからトマトジュース、コテージ宿泊とスポーツ体験セット、ハーブリキュール等がございます。また、今年度より特選大玉赤肉メロン2玉と、あとカーリングの体験会を新たに加えました。このメロンに関しましては、今年度106件の申し込みをいただいております、発送のほうは既に完了してございます。今後の返礼品としましては、町内産の地場産品でよいものがあればぜひ加えたいというふうに考えてございます。

続いて、4つ目の寄附者が希望する寄附金の用途についてはどのようになっているのか、どのような寄附金の使い道が寄附者の志に資すると考えますかとのご質問でございます。現在用途は、毎年6月の定例会の中でご報告させていただいておりますが、寄附者より一定の用途が限定される中、希望に沿った活用法を検討しており、今年度30年度につきましては小学校の放送設備の更新工事に209万6,000円を活用させていただいております。今後は、ハード事業だけではなく、当町の大きな課題でもある移住、定住対策ですとか、子育て支援などのソフト事業にも活用させていただきたく、現在作成中の第9次総合振興計画とも整合性を図りながら検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） きょう、総務省の野田総務大臣のこの件につきましての記者会見ございました。皆さんごらんになった方も多いかと思います。そして、けさ、各メディア、知る等に一齐にその記事が載っておりました。私この質問を通告出させていただいたのが9月3日なのですけれども、別に総務省にお友達がいるわけでもございませぬし、身内の者が勤めておるわけでもないわけなのですけれども、非常にきょうタイムリーな質問の機会を得たなと思っております。

今4項目にわたってお尋ね申し上げまして、企画振興課長からご答弁いただきました。まず、1点目についてでございますけれども、余りにも過激な返礼品の競争が全国の自治体で繰り広げられておまして、その結果、先ほども申し上げたとおり、総務省の警告、またきょうの記者会見に至ったと、そういうふうに思っております。私自身もこの過度の

返礼品の競争については、ふるさと納税制度の本来の趣旨から逸脱をしていると自分では感じております。ただ、返礼品の調達費が寄附額の30%を上限とするという今回のお話でありますけれども、この点については少し議論があるところではないかなと思っております。

ただ、1つ、ちょっと心配なことがあります。先ほど米の返礼品の調達費の関係で何%という、聞き漏らしだったかもしれませんけれども、お答えなかったかと思っておりますけれども、本町の米については、返礼品については仕入れ価格でという課長のご答弁あったかと思っております。そこは、総務省の判断、また振興局の判断が市場価格なのか、仕入れ価格で判断するのかというのは二分して、どちらとも恐らく課長の答弁を聞く限りは明確化はされていないと、現状ではそういうふうに感じましたけれども、ただ空知管内の返礼品見ますと、やはり穀倉地帯ということで米が非常に多いわけなのですけれども、1つ、月形町のケースをご紹介しますけれども、15年度の寄附額が110万円だったのです。これは管内最低で、余り大きな声では言われませんが、それで16年度、次の年です。これはいかぬということだったので、1万円の寄附で5キロの米を返礼品にしていたものをななつぼしを16年度に15キロにふやした。この点では、うちはプレミアムでありますから、真空でもありますし、月形町とはその辺違います。単純に比較はできませんけれども、キロ数でいうと同じということで、そのふやした結果が何と70倍になったということで、7,826万円に伸びたという結果が出ております。

しかし、昨年、今のお話ですと振興局から案内があったというお話でしたけれども、恐らく月形も同じだと思います。その案内を受けて、昨年はこの15キロをまた10キロに戻した。戻したところ、マイナス26%に減。金額ベースでいきますと1,900万円の減となったということで、非常にここは本町妹背牛、私も心配しているのですけれども、今のところ明確に30%上限、調達額ですか、上限の規定がされていないということなので、仕入れ価格、先ほど申し上げた市場価格で判断するのかというのは少し心配なところなのですけれども、仮に市場価格ベースというようなことになると、これは当然30%を超えますから、非常に心配しているわけなのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、交付税も少なくなってきた中、非常に本町にとっても重要な財源の一つであります。この財源をぜひ有効に使っていかなければいけないと思っておりますけれども、この内容を見ますと、まだ政府の国会のほうで税調で議論をされるようでありまして、高額な返礼品を規制するために来年の通常国会に地方税法改正案を提出する方針を固めて、基準に違反した自治体に寄附した場合には税の優遇措置を受けられないように強制力のある法改正に踏み切る考えだということが報じられております。

この中身については、臆測で今ここで議論することはできないのかなと思っておりますけれども、杞憂に終わってほしいなと思っておりますが、先ほどから申し上げているとおり、一番気になるところは、返礼品のカウントの仕方が市場価格でという規制がかかると非常に困ったなというふうに私自身も思っています。仮にの話と言ってしまうと答弁しづらいかも

しれませんけれども、仮にそういった場合についても当然ないわけではないわけですから、一応考えの中にあるのかどうか。そして、もしかそうなったときの対応の仕方を今考えておられるのかどうかお尋ねします。

2点目、ふるさと納税を今お答えいただきましたとおり、各ウェブサイトだとか、それからファミリーレストラン、私も企画振興課から見せていただいたことあります。ファミレスのテーブルに置くリーフレットのようなもの、それは見せていただきました。努力をされていると思いますけれども、課長おっしゃるとおり、まだまだPRの余地があるのではないかなと思っておりますので、鋭意努力をしていただきたいと思っております。

3点目につきましては、今年度のふるさと納税額についてなのですけれども、今お話しのように1億7,000万程度を見込んでいるというお話でしたけれども、米の関係がいつもどうしてもホクレンを経由して仕入れると、準備するというようなことで、しかも買い取りのような形になりますから、余ったからといって返すこともできないというようなことだと多分思いますけれども、その辺非常に見込みをするのが難しいのではないかなと思いますけれども、機会をぜひ逃さないように準備と手当てをしていただきたいと思えます。その辺のことについても、先ほど課長も一応準備はしているという答弁でしたけれども、再度きちっと準備ができているのかどうかお伺いをしたいと思いますし、今後の返礼品についてですが、地場産品のものだけではなくて、それこそさっき言われたようにソフトの部分についても、実は管内でご存じの方も多いかと思いますけれども、岩見沢市だとか、それから道北になりますけれども、士別になりますけれども、お墓の清掃サービスだとか、空き地の草刈り、それからあるところではヤクルトがありますけれども、ヤクルトを返礼品に使って、ヤクルトを配達したときに高齢者の見守りをするという、そういう自治体もあります。ですから、このことを調べたときには、これを希望されている寄附者の方というのはそれほど多くはありませんけれども、これ実は考えると地元非常に密着したサービスの一案かなと思っています。ハードなもの、米だとかメロン、それはもちろんいいです。直接妹背牛をアピールできますから、農業の町妹背牛、これぜひ販路を広げて行ってほしいなと思いますけれども、一方今申し上げたとおり、逆の発想、ハードなものではなくてソフトな面で寄附者とのつながりを持つということも一案していただければいいかなと思っています。この辺についてのこと返礼品について町長どのようなお考えお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。

最後になりますけれども、4点目、寄附者の使途、寄附金の使途です。それが寄附者の志にどのような使い方が資するのかなというようなこととお伺いしました。このことについては、私の今持っているのは実は去年のものではなくてちょっと古いのですけれども、28年のものなのです。今年のものについては課長のほうでご存じかと思えますけれども、寄附金の使い道が6項目ありまして、その中から2点ですか、選べるようになっているかなと思いますけれども、一番多いのが28年度については活力ある地域産業を創出するまちづくり事業、これが1番です。2番目は、そのほか目的達成のために町長が必要と認

めた事業ということになっております。この使い方に寄り添うようなことが本当に寄附者の志に資するということになるのではないかなと思いますし、また本町のサポーターになっていただける一番の近道かなと、そんなふう感じております。それだけに、使い道については寄附者によりわかりやすく明確化していく必要があるのかなと思っております。

そこで、クラウドファンディング型、先ほどから午前中の質疑の中でもクラウドファンディングのお話出ておりましたけれども、クラウドファンディング型ふるさと納税、俗にガバメントクラウドファンディングと言われております。これ町長もご存じかと思っておりますけれども、従来のふるさと納税よりも寄附金の使い方をはっきりこういうことに使うのだということで自治体が寄附を募るといような形のものであります。このことは、先ほども申し上げたソフトの返礼品と同じで、本当に本町にとってすばらしいサポーター。当然使い道が明確になっているわけですから、それに賛同した人でないと寄附してくれないということで。ただ一つ、私も間違っている部分あるかもしれませんが、この納税制度については返金はしないということがベースになっていきますので、例えば100万円をクラウドファンディングで呼びかけたときに50万円しか集まらなかったから、この事業やめますということにはならないそうです。ですから、未達成の場合でも寄附者の方に、この事業100万円に到達しなかったので、お返ししますということにはならないそうです。ですから、残りの50万については町の単費で事業をやらなければいけないという、少しリスクもしまった中での制度でありますけれども、これもこれからの自治体をお金のない中で運営していく一つの道かと思っております。

当然この制度についても、今までのふるさと納税と同じように財政的な措置は寄附者に措置されます。翌年ですか、同じです。翌年、また住民税だとか税の優遇措置受けられます。そういったメリットも寄附者にございますし、また先ほどから申し上げているとおり、自分がそこのまちの事業に直接かかわったと、そういう達成感というか、そういうものも寄附者に与えることができるのかなと思います。最近では、美瑛さんでたしか300万円、美瑛はもう観光地になっています。あの青い池、ご存じだと思いますけれども、観光客が非常に多いそうで、ちょっと言葉はよくないのですけれども、トイレだとかが余り整備されていないらしいのです。それで、ごめんなさいの世界で、男性の方はそのあたりで用を足されるということが、せっかくの青い池のすばらしい観光地にはおよそ似つかわしくない光景があちらこちらで見られるような、それでガバメントクラウドファンディングを今募集しているところです。この寄附者については、トイレを設置した場合についてはそこに寄附者のプレート、トイレの中ではもちろんないと思っておりますけれども、何らかの形で寄附者の人がわかることにするようなことが書いてございました。そういったこともございますので、町長としてはガバメントクラウドファンディング、またクラウドファンディングの中のふるさと納税を今後活用していく気持ちがあるのか、お考えがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それと、もう一つ、これは寺崎前町長のときに私が一般質問でふるさと納税制度のこと、

寄附金の使い道について提起をさせていただいたことがございます。そのときには何を提起させていただいたかといいますと、ふるさと納税の寄附金の中から寄附金を使って、町民または町内会から公共に資する事業を募集して、町長がその中から認めたものについて事業化していくのはどうですか、やってみてはいかがですかというのを寺崎前町長さんのときに私提起をさせていただきました。そのときの答弁では、今後よく検討させていただくというようなお答えをいただいておりますけれども、このことについてもあわせ田中町長に同じく質問させていただきたいと思います。

以上申し上げます、再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいま広田議員の再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、1番目、これはまだ現段階では読めませんが、確かに市場価格になるのか、仕入れ価格になるのか、まだ決まっていないという状況でございます。しかし、これは担当課も含めまして最新の情報を素早く入手して対応していかざるを得ない問題となってくると思います。ただ、お米に関しても仕入れ価格の30%以内ということで報告されております。ですから、これは国との関係なのですけれども、鋭意注視しながら、例えばほかの町のように乱高下するような中で身動きがとれなくならないように、注意深くやっていきたいと思っております。

2番目のPRの余地というのはまだまだ、これは本当に無数の形でございますし、お金をかけない形もこれから考えなければいけませんので、これはもちろんこれからもずっと検討していきたいと思っております。

4番目です。さっき担当のほうから1億7,000万程度の見込みというふうに出したものの、これは多分前年度からのふえ方を予想して積み上げた金額ではないかと私は想像しております。これは、先ほどおっしゃいましたように、ホクレンからの買い取りという制約がございまして、後から追加で買い増しすることはできるのですけれども、返すということになりますとまたとんでもない手数料が発生するというので、これは非常に痛しかゆしの見込み、多分いつもぎりぎりかちよっと足りないものを目指していくような戦略でやっていると思っております。これも今年の形は一応大体決まっておりますけれども、1億7,000万程度という読みでスタートさせていただきます。

それから、その次に、物だけでなくソフト事業というものを取り入れたらどうだと、パーセンテージとしては少ないと思っておりますけれども、私も思い出しました。お墓の掃除、それからそこに住んでいない、土地を置いたまんま都会あるいは札幌に行ってしまった方がわざわざあそこまで行って空き地の草刈りするのも大変だと、誰かに頼めないかと、これも非常に現実的な問題かなと思っております。数は少ないけれども、こういう要望も実際にあれば、これは非常に使い勝手のいいものになる可能性もございますので、これも担当課のほうと検討して、ソフト事業のある種の充実というほうにもちょっと走っていきたい

と思います。

次に、平成28年の情報ということで、使い道2点チョイス。6種類あると言いますが、うちほどの方向にも使えるようにという作戦がありまして、もう一つ、最後におっしゃいましたガバメントクラウドファンディングのような明確化したアドバルーンをどんと上げまして、これ以外には使わないというような訴求力のあるものを出す段階にはまだ至っていませんでしたので、これは私としては緩やかな使い道として評価しているところでございます。活力ある地域産業、私がもし妹背牛町にお米を欲しいと思ってこの町に寄附しますと、その町が生き延びてほしいと私は願うと思います。ですから、ここのお米を気に入ってくれている方、リピーター率は25%の方が次の年も、いつも4分の1の方は持ち越していただいている。かなりの高率で私はお米が気に入られているなど。この中で活力ある地域資源というのは、お米だけでなく、何かもっとチャレンジしろというふうに関心があるのか、それともお米をしっかりと守ってほしいと思うのか、また分かれ道があると思いますけれども、活力ある地域産業といったときにお米を育てる農家が元気でいてほしいというふうには私は今のところ受けとめております。

それから、町長が必要と認めた事業、これに関しましては次に使いますガバメントクラウドファンディングの提案がございました。これは非常に難しい問題でございまして、例えば九州で成功していますくまモン、くまモンの大成功を見ますと、ああいうエネルギー的なものがここから生まれやすいのか、生まれにくいのかという問題も含めまして、それから私たちの町がどういうふうに関心を持っていくのかという戦略もあります。これは、単にプロの事務屋に頼んで、博報堂だとか電通とか、お金を取られて身ぐるみ剥がされて、とんでもないことになるというような作戦は私ほとりにたくないのです。皆さんの知恵を集めて、この地を豊かにしていきたい。ですから、これに関してはもちろん検討の方向は向きますけれども、明確化したアドバルーンを上げることの厳しさと危険性というものを持ちながら、私は今お米が9割の形で緩やかに推移しているということを非常に嬉しいことと思っております。ですから、この土地が余りほかの土地のように目立たないということは、別にいいではないかと、目立たないで長く生きていくのだということの豊かさを追い求めてもいいではないかと。その余裕の中で何をアドバルーンを上げたらいいのだろうか、私たちも喜ぶのだろうか、そういうことを双方向で訴求力のあるものを一緒に探していきたいと思っております。

これにて答弁を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

（「答弁漏れ」の声あり）

○町長（田中一典君） 前寺崎町長に出されました一般質問、地域の町内会、あるいは地域で活動していらっしゃる方が妹背牛町にどのような活動が必要か、地域を応援してくれているそれぞれの他地域の人たちが私たちの小さな活動であっても町の元気に小さく反映されるものを求めているというような流れをつくれれば、町の中もまた、役所だけがこの使い

道を議会と決めるというのではなく、町の中の必要性をパブリックコメントとして受けとめながらふるさと納税を生かしていくという形態が私は聞いていて、質問されたときは覚えていなかったですけれども、今ちょっと振り返って思っています。これは、花を植えてもうちょっと町の中きれいにしたいという町政懇談会での要望もございましたし、恐らくそういうものが議会の中に、あるいは町政の中にまだ入り込んでいないいろいろな要素があると思うのです。それにもちょっと道を開きまして、そういう要望を町政懇談会などで伺いながら、この使い道を町民にまた一緒に考えてもらうという道筋も大事だご答弁させていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○5番（広田 毅君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号

○議長（宮崎 博君） 日程第6、認定第1号 平成29年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第7号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件を一括議題とします。

朗読は省略します。

あらかじめお諮りします。本7件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） したがって、詳細な説明は決算審査特別委員会で求めたいと思いますので、簡潔に説明願います。

議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時07分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

◎日程第13 議案第35号ないし日程第16 議案第38号

○議長（宮崎 博君） 日程第13、議案第35号 北空知葬斎組合規約の一部を変更する規約についてから日程第16、議案第38号 北空知衛生センター組合規約についての4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第39号

○議長（宮崎 博君） 日程第17、議案第39号 妹背牛町放課後児童ケンセン育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第40号

○議長（宮崎 博君） 日程第18、議案第40号 平成30年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事（菅 一光君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第41号

○議長(宮崎 博君) 日程第19、議案第41号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(宮崎 博君) 日程第20、閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。
町長。

○町長（田中一典君） 本日は、同意1件、議案7件の提案がございましたが、ご承認、ご確定いただき本当にありがとうございました。また、認定第1号より7号までは決算審査特別委員会にてよろしく審査のほどお願いいたします。

本日は長時間にわたりいただきました一般質問、それを加味いたしまして、これから起こり得る災害に向けて、私たちも7月3日、9月6日の体験を通しまして、チーム妹背牛として妹背牛を守り抜く決意でございます。これからもよろしくお願いいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎 博君） これで平成30年第3回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員